

# ダイワ/JPMオルタナティブ戦略オープン (ダイワ投資一任専用)

追加型投信/内外/資産複合/特殊型(絶対収益追求型)

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2024年3月9日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「ダイワ/JPMオルタナティブ戦略オープン(ダイワ投資一任専用)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2024年3月8日に関東財務局長に提出しており、2024年3月9日にその届出の効力が生じております。

発行者名	大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 小松 幹太
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

ダイワ/JPMオルタナティブ戦略オープン（ダイワ投資一任専用）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

### (5)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

### (6)【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

### (7)【申込期間】

2024年3月9日から2024年9月10日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

### (8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

**(9)【払込期日】**

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日(くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。)までに、取得申込代金(取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。)を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

**(10)【払込取扱場所】**

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

**(11)【振替機関に関する事項】**

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

**(12)【その他】**

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、世界各国の株式、債券、通貨等にデリバティブ取引等も活用しながら投資し、絶対収益の獲得をめざして運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

#### 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	特殊型
	内外	不動産投信	(絶対収益追求型)
		その他資産 ( )	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式					
一般	年1回	グローバル (含む日本)			
大型株					ブル・ベア型
中小型株	年2回	日本			
債券					
一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (〈ファンドの特色〉 2.をご参照下さい)	条件付運用型
公債		欧州			
社債	年6回 (隔月)	アジア			
その他債券		オセアニア			
クレジット属性 ( )					絶対収益追求型
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米			
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株 式、債券、その他資産(デリバ ティブ取引))資産配分変更型)	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 ( )
資産複合 ( )	その他 ( )	中近東 (中東)			
資産配分固定型		エマージング			
資産配分変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

単位型・	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の
------	-----	------------------------------

追加型		追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの

	その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
	格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配 分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配 分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回	目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）	目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの
投資対象 地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・

	ファンズ	オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経 225	目論見書等において、日経 225 に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIX に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

#### <信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

# 1 当ファンドは、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。

- 当ファンドの購入の申込みを行なう投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

# 2 2つの運用戦略を組み合わせる運用を行ないます。

- 以下の2つの運用戦略を組み合わせます。

ダイバーシファイド・リスク運用戦略	純資産総額の $\frac{2}{3}$ 程度
グローバル・マクロ・オポチュニティーズ運用戦略	純資産総額の $\frac{1}{3}$ 程度

- 運用は、「JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド」が行ないます。

### JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドについて

- JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(所在地:英国 ロンドン)は、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの英国法人です。
- J.P.モルガン・アセット・マネジメントの運用資産残高は約411兆円です。(2023年9月末時点)
- J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

- 原則として純資産総額とほぼ同程度の米ドル・ユーロ売り／円買い等の為替取引を行なうことにより、円に対する米ドル・ユーロの為替変動リスクの低減をめざします。

※米ドル・ユーロと円の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

米ドル・ユーロ売り／円買いの為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が米ドル・ユーロの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

※ファンド内に米ドル・ユーロ建て以外の資産が含まれていることに起因するリスクがあります。くわしくは「投資リスク」をご参照下さい。

- デリバティブ取引等を行なうことにより、ロング・ポジションとショート・ポジションの差額がポートフォリオの純資産総額を上回ることがあります。



## ダイバーシファイド・リスク運用戦略

- 金融市場の行動パターンを利用し、主としてデリバティブ取引を活用することでベンチマーク (ICE BofA SOFR 米ドルO/N物レート・インデックス(トータルリターン、円ヘッジ))を上回る投資成果をめざします。
- 相関の低い値動きパターンに幅広く着目し、株式、債券、通貨など様々な資産へ実質的に投資を行ないます。投資にあたっては、複数の投資戦略を選定し、デリバティブ取引のほか、株式、債券等への直接投資も行ないます。
- 市場環境等に応じて、デリバティブ取引等を通じたロング・ポジションとショート・ポジションの比率を変更します。

### [戦略の例]

- 株価が割安な銘柄を買い、割高な銘柄を売る
- 株価が上昇トレンドにある銘柄を買い、下落トレンドにある銘柄を売る

- 債券価格が割安な銘柄を買い、割高な銘柄を売る
- 債券価格が上昇トレンドにある銘柄を買い、下落トレンドにある銘柄を売る

- 金利の高い通貨を買い、金利の低い通貨を売る
- 上昇トレンドにある株式先物を買ひ、下落トレンドにある株式先物売る

(注) 上記は戦略の例であり、上記以外の戦略を採用することがあります。

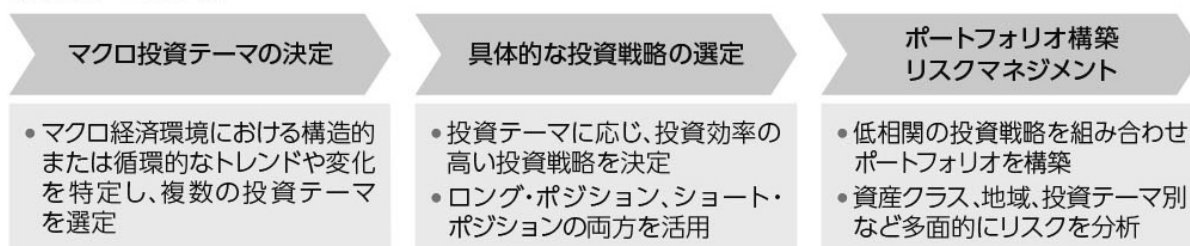
※当戦略がベンチマークとする「ICE BofA SOFR 米ドルO/N物レート・インデックス(トータルリターン、円ヘッジ)」は、米ドル市場の短期金利を反映したものです。

※ベンチマークを上回る投資成果を保証するものではありません。

## グローバル・マクロ・オポチュニティーズ運用戦略

- 主として、世界各国の株式、債券、通貨等にデリバティブ取引も活用しながら投資し、ベンチマーク (ICE BofA ESTR ユーロO/N物レート・インデックス(トータルリターン、円ヘッジ))を上回る投資成果をめざします。
- グローバルなマクロ環境に関する複数の投資テーマを選定し、当該テーマに沿った投資戦略を組み合わせた運用を行ないます。また、ロング・ポジション、ショート・ポジションの両方を活用して機動的なポートフォリオの構築を行ないます。

### [投資プロセス]

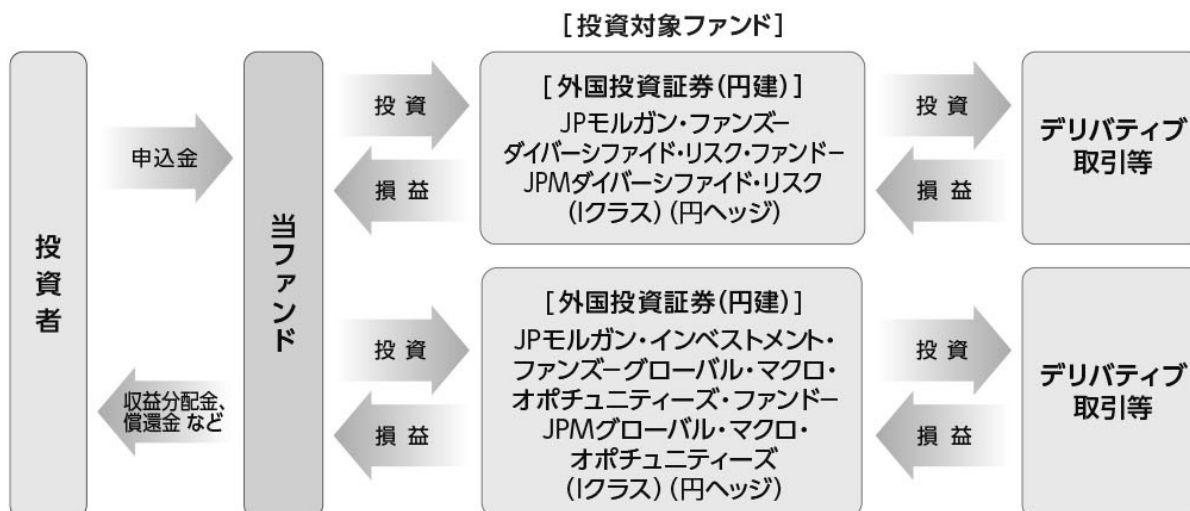


※当戦略がベンチマークとする「ICE BofA ESTR ユーロO/N物レート・インデックス(トータルリターン、円ヘッジ)」は、ユーロ市場の短期金利を反映したものです。

※ベンチマークを上回る投資成果を保証するものではありません。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 投資対象とする投資証券への投資を通じて、デリバティブ取引等を活用します。



当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色2.の運用が行なわれないことがあります。

## 3 毎年6月15日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2017年6月15日(休業日の場合翌営業日)までとします。

### 〈分配方針〉

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

<投資対象ファンドの概要>

1. JP モルガン・ファンズ・ダイバーシファイド・リスク・ファンドーJPM ダイバーシファイド・リスク (Iクラス) (円ヘッジ)  
(以下「ダイバーシファイド・リスク・ファンド (円ヘッジ・クラス)」という場合があります。)

形態／表示通貨	ルクセンブルク籍の外国投資証券／円建
運用の基本方針	金融市場の行動パターンを利用し、主としてデリバティブ取引を活用することでベンチマーク (ICE BofA SOFR 米ドル 0/N 物レート・インデックス (トータルリターン、円ヘッジ) (ICE BofA SOFR Overnight Rate Index Total Return in USD Hedged to JPY)) を上回るトータル・リターンの提供をめざします。
主要投資対象	世界各国の株式、債券、デリバティブ取引 (通貨に係るものを含む) 等
運用方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金融市場の行動パターンを利用し、主としてデリバティブ取引を活用することでベンチマークを上回る投資成果をめざします。</li> <li>2. 関連の低い値動きパターンに幅広く着目し、株式、債券、通貨など様々な資産へ実質的に投資を行ないます。投資にあたっては、複数の投資戦略を選定し、デリバティブ取引のほか、株式、債券等への直接投資も行ないます。</li> <li>3. 市場環境等に応じて、デリバティブ取引等を通じたロング・ポジションとショート・ポジションの比率を変更します。</li> <li>4. デリバティブ取引等を行なうことにより、ロング・ポジションとショート・ポジションの差額が外国投資法人の純資産総額を上回ることがあります。</li> <li>5. 外国投資法人は様々な通貨建ての資産に投資することがあり、米ドル以外の通貨建て資産については当該通貨売り米ドル買いの為替取引を行なうことがあります。また、ダイバーシファイド・リスク・ファンド (円ヘッジ・クラス) においては、原則としてダイバーシファイド・リスク・ファンド (円ヘッジ・クラス) の純資産総額とほぼ同程度の米ドル売り円買い等の為替取引を行ない、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減をめざします。</li> </ol>
設定日	2021年4月23日
信託期間	無期限
決算日	毎年6月30日
収益分配	原則として分配を行ないません。
管理報酬等	運用報酬:年率0.60% 管理報酬:年率上限0.16% ただし、この他に有価証券の売買にかかる費用・税金、臨時で発生する費用、その他の税金等が実費でかかります。
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
投資顧問会社	JP モルガン・アセット・マネジメント (UK) リミテッド *2023年12月末時点において実際に運用を行なっている運用会社であり、今後変更される場合があります。また、同社は運用の一部を J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクおよび J P モルガン・アセット・マネジメント (アジア・パシフィック) リミテッドに委託する場合がありますが、今後当該委託先が変更される場合があります。

※上記は目論見書作成時点での情報に基づくものであり、今後、記載内容が変更となる場合、投資対象ファンドが変更となる場合等があります。

2. JP モルガン・インベストメント・ファンズ・グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンドーJPM グローバル・マクロ・オポチュニティーズ (I クラス) (円ヘッジ)  
 (以下「マクロ・オポチュニティーズ・ファンド (円ヘッジ・クラス)」という場合があります。)

形態／表示通貨	ルクセンブルク籍の外国投資証券／円建
運用の基本方針	主として、世界の有価証券に投資し、またデリバティブ取引も利用して、ベンチマーク (ICE BofA ESTR ユーロ 0/N 物レート・インデックス (トータルリターン、円ヘッジ) (ICE BofA ESTR Overnight Rate Index Total Return in EUR Hedged to JPY)) を上回る投資成果をめざします。
主要投資対象	世界各国の株式、債券、デリバティブ取引 (通貨に係るものを含む) 等
運用方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>主として、世界各国の株式、債券、通貨等にデリバティブ取引も活用しながら投資し、ベンチマークを上回る投資成果をめざします。</li> <li>グローバルなマクロ環境に関する複数の投資テーマを選定し、当該テーマに沿った投資戦略を組み合わせた運用を行ないます。また、伝統資産・非伝統資産を活用して、世界動向や変化を生かす機動的なポートフォリオの構築を行ないます。</li> <li>デリバティブ取引等を行なうことにより、ロング・ポジションとショート・ポジションの差額が外国投資法人の純資産総額を上回ることがあります。</li> <li>外国投資法人は様々な通貨建ての資産に投資することがあり、ユーロ以外の通貨建て資産については当該通貨売りユーロ買いの為替取引を行なうことがあります。また、マクロ・オポチュニティーズ・ファンド (円ヘッジ・クラス) においては、原則としてマクロ・オポチュニティーズ・ファンド (円ヘッジ・クラス) の純資産総額とほぼ同程度のユーロ売り円買い等の為替取引を行ない、円に対するユーロの為替変動リスクの低減をめざします。</li> </ol>
設定日	2016 年 6 月 21 日
信託期間	無期限
決算日	毎年 12 月 31 日
収益分配	原則として分配を行ないません。
管理報酬等	運用報酬:年率 0.60% 管理手数料:年率上限 0.11% ただし、この他に有価証券の売買にかかる費用・税金、臨時で発生する費用、その他の税金等が実費でかかります。
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
投資顧問会社	JP モルガン・アセット・マネジメント (UK) リミテッド *2023 年 12 月末時点において実際に運用を行なっている運用会社であり、今後変更される場合があります。

※上記は目論見書作成時点での情報に基づくものであり、今後、記載内容が変更となる場合、投資対象ファンドが変更となる場合等があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年9月26日  
2021年4月23日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始  
「システムティック・アルファ・ファンドーJPM システムティック・アルファ (Iクラス) (円ヘッジ)」の「ダイバーシファイド・リスク・ファンドーJPM ダイバーシファイド・リスク (Iクラス) (円ヘッジ)」への統合による投資対象の変更

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
収益分配金 (注)、償還金など↑↓お申込金 (※3)		
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約 (※1) に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1 収益分配金、償還金など↑↓お申込金 (※3)		
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約 (以下「信託契約」といいます。) (※2) の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2 損益↑↓信託金 (※3)		
受託会社	みずほ信託銀行株式会社  再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約 (※2) の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
損益↑↓投資		
投資対象	投資対象ファンドの投資証券 など	

(注) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項 (運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等) が規定されています。

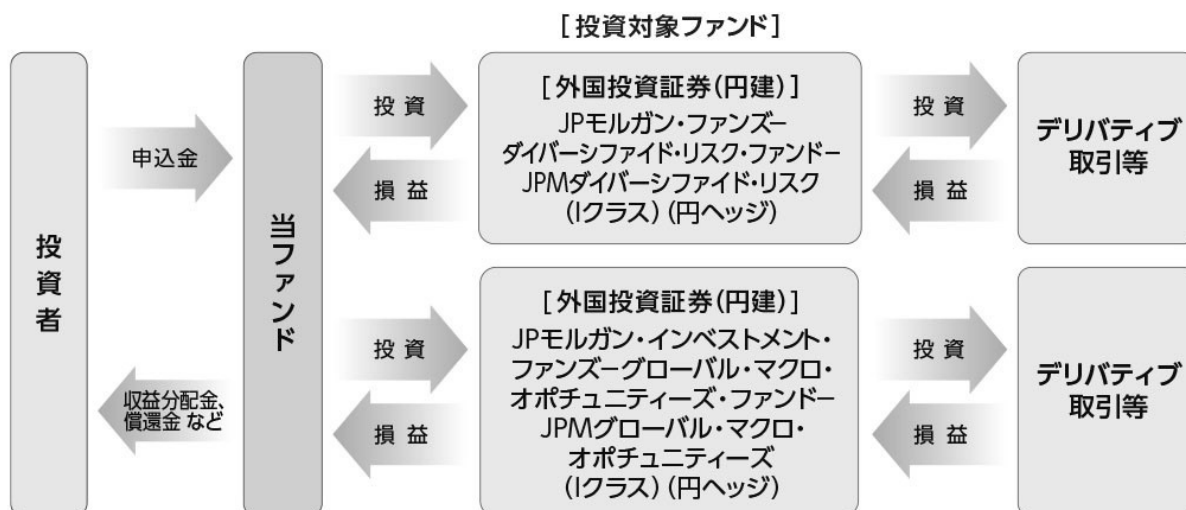
※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託

が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

### ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 投資対象とする投資証券への投資を通じて、デリバティブ取引等を活用します。



< 委託会社の概況 (2023年12月末日現在) >

- ・ 資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・ 沿革
  - 1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立
  - 1960年2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
  - 1960年4月1日 営業開始
  - 1985年11月8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
  - 1995年5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
  - 1995年9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
  - 2007年9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。  
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第352号)
  - 2020年4月1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

- ① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ルクセンブルク籍の外国証券投資法人「JP モルガン・ファンズ」が発行する「ダイバーシファイド・リスク・ファンドーJPM ダイバーシファイド・リスク (Iクラス) (円ヘッジ)」(以下「ダイバーシファイド・リスク・ファンド (円ヘッジ・クラス)」といいます。)の投資証券 (円建)
2. ルクセンブルク籍の外国証券投資法人「JP モルガン・インベストメント・ファンズ」が発行する「グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンドーJPM グローバル・マクロ・オポチュニティーズ (Iクラス) (円ヘッジ)」(以下「マクロ・オポチュニティーズ・ファンド (円ヘッジ・クラス)」といいます。)の投資証券 (円建)

② 投資態度

- イ. 主として、ダイバーシファイド・リスク・ファンド (円ヘッジ・クラス) の投資証券およびマクロ・オポチュニティーズ・ファンド (円ヘッジ・クラス) の投資証券への投資を通じて、絶対収益の獲得をめざします。
- ロ. 当ファンドは、ダイバーシファイド・リスク・ファンド (円ヘッジ・クラス) に信託財産の純資産総額の3分の2程度、マクロ・オポチュニティーズ・ファンド (円ヘッジ・クラス) に信託財産の純資産総額の3分の1程度を投資するファンド・オブ・ファンズです。
- ハ. ダイバーシファイド・リスク・ファンド (円ヘッジ・クラス) では、原則として純資産総額とほぼ同程度の米ドル売り／円買い等の為替取引、マクロ・オポチュニティーズ・ファンド (円ヘッジ・クラス) では、原則として純資産総額とほぼ同程度のユーロ売り／円買い等の為替取引を行なうことにより、円に対する米ドルおよびユーロの為替変動リスクの低減をめざします。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	「JP モルガン・ファンズ」が発行する「ダイバーシファイド・リスク・ファンドーJPM ダイバーシファイド・リスク (Iクラス) (円ヘッジ)」
選定の方針	金融市場の行動パターンを利用し、主としてデリバティブ取引を活用することでベンチマーク (ICE BofA SOFR 米ドル 0/N 物レート・インデックス (トータルリターン、円ヘッジ)) を上回る投資成果をめざすファンドである。

投資先ファンドの名称	「JP モルガン・インベストメント・ファンズ」が発行する「グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンドーJPM グローバル・マクロ・オポチュニティーズ (Iクラス) (円ヘッジ)」
選定の方針	主として、世界の有価証券に投資し、またデリバティブ取引も利用して、ベンチマーク (ICE BofA ESTR ユーロ 0/N 物レート・インデックス (トータルリターン、円ヘッジ)) を上回る投資成果をめざすファンドである。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、

次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、次の1. および2. に掲げる外国投資証券（以下「組入外国投資証券」といいます。）、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ルクセンブルク籍の外国証券投資法人「JP モルガン・ファンズ」が発行する「ダイバーシファイド・リスク・ファンドーJPM ダイバーシファイド・リスク (Iクラス) (円ヘッジ)」の投資証券 (円建)
  2. ルクセンブルク籍の外国証券投資法人「JP モルガン・インベストメント・ファンズ」が発行する「グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンドーJPM グローバル・マクロ・オポチュニティーズ (Iクラス) (円ヘッジ)」の投資証券 (円建)
  3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3. の証券の性質を有するもの
  5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- なお、前1. および前2. に掲げる外国投資証券を「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	「JP モルガン・ファンズ」が発行する「ダイバーシファイド・リスク・ファンドーJPM ダイバーシファイド・リスク (Iクラス) (円ヘッジ)」
運用の基本方針	金融市場の行動パターンを利用し、主としてデリバティブ取引を活用することでベンチマーク (ICE BofA SOFR 米ドル 0/N 物レート・インデックス (トータルリターン、円ヘッジ)) を上回るトータル・リターンの提供をめざします。
主要な投資対象	世界各国の株式、債券、デリバティブ取引 (通貨に係るものを含む) 等
委託会社等の名称	投資顧問会社: JP モルガン・アセット・マネジメント (UK) リミ



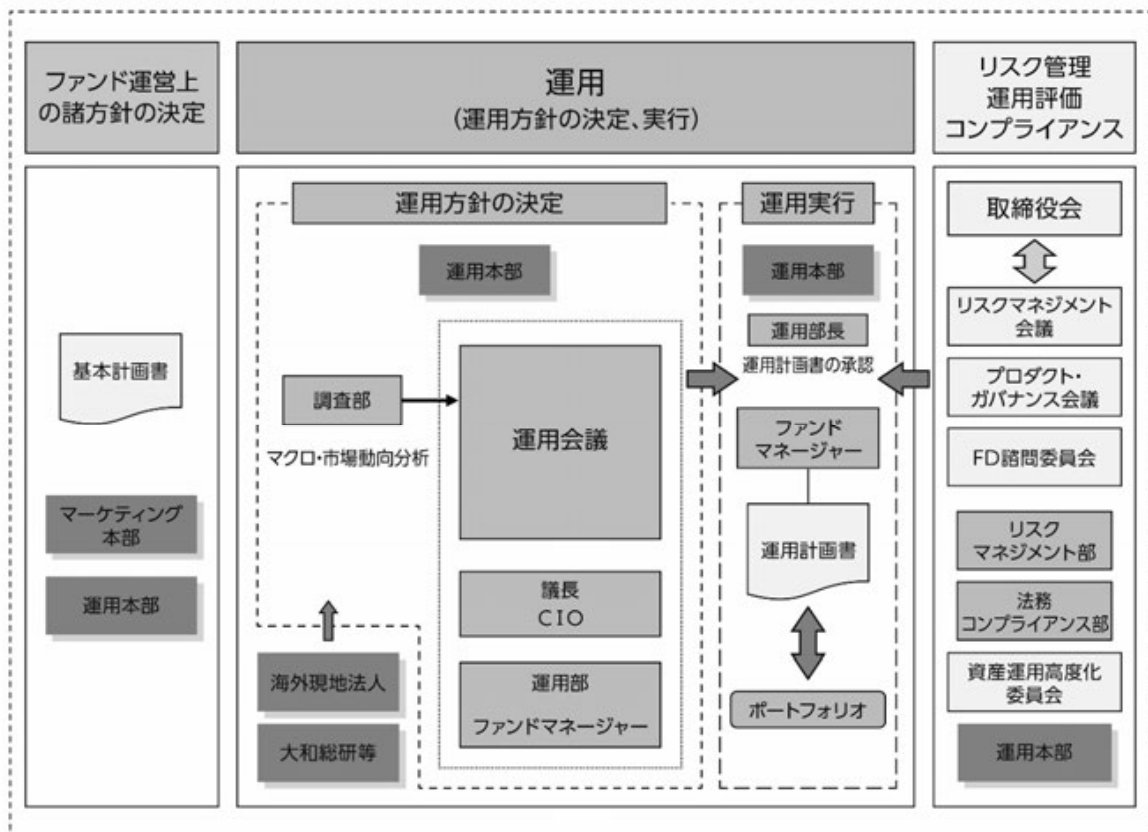
	テッド
投資先ファンドの名称	「JP モルガン・インベストメント・ファンズ」が発行する「グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンド-JPM グローバル・マクロ・オポチュニティーズ (Iクラス) (円ヘッジ)」
運用の基本方針	主として、世界の有価証券に投資し、またデリバティブ取引も利用して、ベンチマーク (ICE BofA ESTR ユーロ 0/N 物レート・インデックス (トータルリターン、円ヘッジ)) を上回る投資成果をめざします。
主要な投資対象	世界各国の株式、債券、デリバティブ取引 (通貨に係るものを含む) 等
委託会社等の名称	投資顧問会社: JP モルガン・アセット・マネジメント (UK) リミテッド

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

### (3) 【運用体制】

#### ① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



#### ② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (1 名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0~5 名程度)

CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (0~5 名程度)

CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長 (各運用部に 1 名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議、FD 諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は 35~45 名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ. FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

ニ. 資産運用高度化委員会

資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は 2023 年 12 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

#### (5) 【投資制限】

- ① 株式（信託約款）  
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券（信託約款）  
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産（信託約款）  
外貨建資産への直接投資は、行ないません。
- ④ 信用リスク集中回避（信託約款）  
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ⑤ 資金の借入れ（信託約款）
  - イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとし、
  - ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
  - ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）および通貨に投資するとともに、デリバティブ取引を活用しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込

み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① デリバティブ取引の利用に伴うリスク

当ファンドでは、デリバティブ取引を利用して純資産規模を上回る買建て、売建てを行なう場合があることから、価格変動リスクが現物有価証券に投資する場合と比べて大きくなる可能性があります。

また、デリバティブ取引の相手方の債務不履行により損失が発生することがあり、この場合基準価額が下落する要因となります。

② 有価証券（指数）先物取引の利用に伴うリスク

先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落、または先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額は、株価変動の影響を大きく受けます。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

④ 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

⑤ 商品先物取引による運用に伴うリスク

商品先物の取引価格は、さまざまな要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります。）。当ファンドの基準価額は、商品先物市場の変動の影響を受け、投資元本を下回ることがあります。

⑥ 外国為替予約取引の利用に伴うリスク

外国為替予約とは、将来あらかじめ定めた条件（時期、金額、為替レート等）で通貨の売買を行なう契約のことをいいます。買建てた通貨が売建てた通貨に対して下落した場合には損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

⑦ 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

投資対象ファンドは米ドルまたはユーロでの運用を基本としているため、米ドル・ユーロ売り／円買い等の為替取引によって為替変動リスクの低減をめざしますが、投資対象ファンドは運用者の判断によって米ドル・ユーロ以外の通貨（円を含みます）を組入れることもあります。このため、当該米ドル・ユーロ以外の通貨が米ドル・ユーロに対して下落した場合、基準価額が下落する要因となります。

なお、米ドル・ユーロ売り／円買いの為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が米ドル・ユーロの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

新興国通貨の為替レートは短期間で大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国・地域への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国・地域の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国・地域においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国・地域の税制は先進国と異なる場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

⑧ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。
- ② ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、投資信託協会の商品分類（補足分類）において、「特殊型（絶対収益追求型）」に分類されます。

ここで「絶対収益」とは、必ず収益を得るという意味ではなく、特定の市場に左右されにくい収益、という意味です。

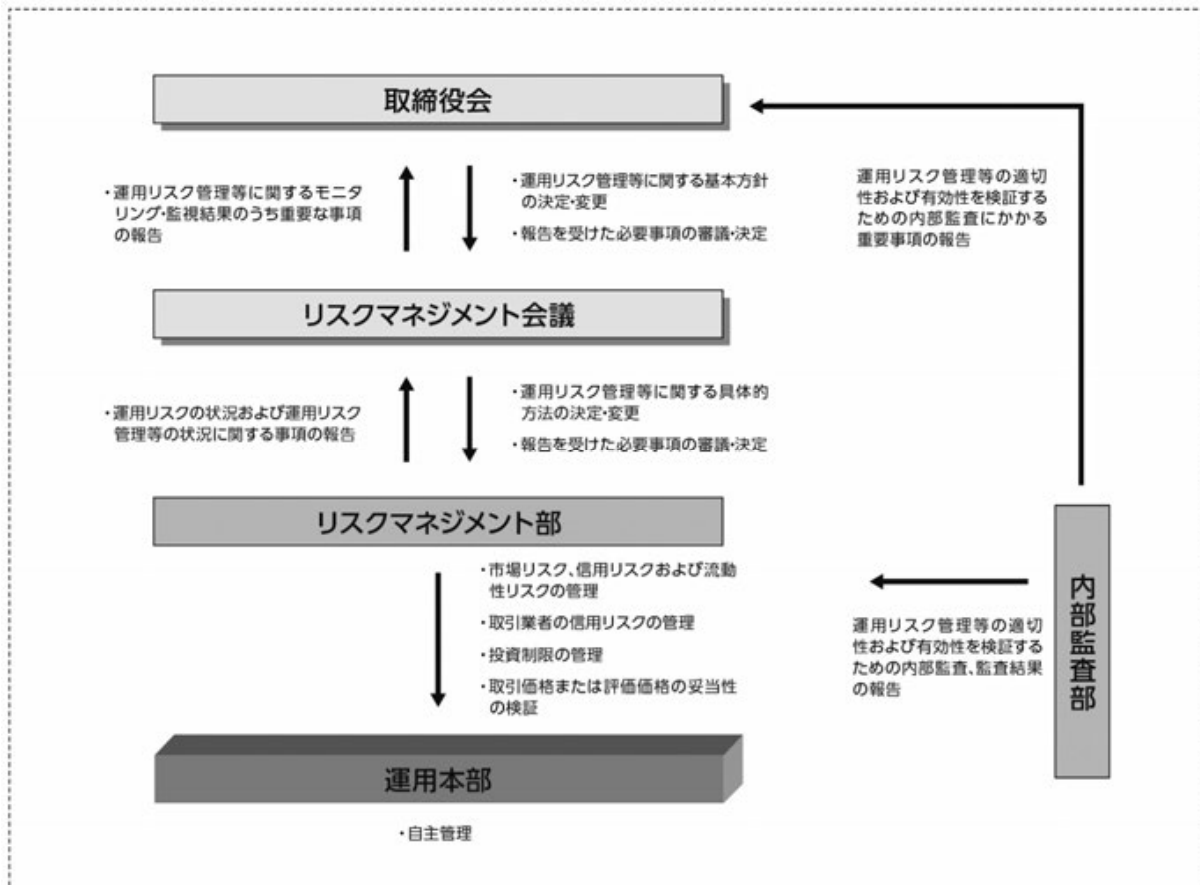
※ 流動性リスクに関する事項

- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

#### (4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



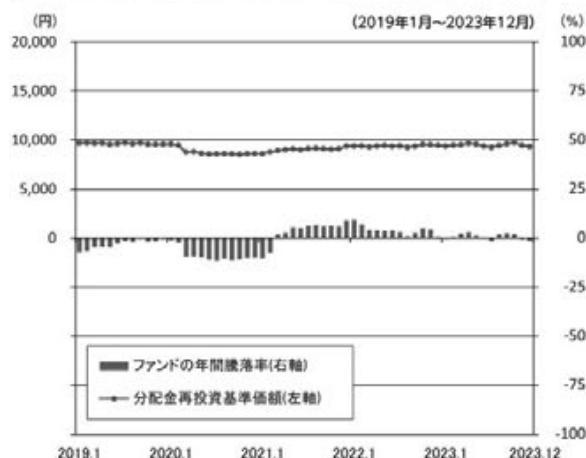
#### ※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行いません。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

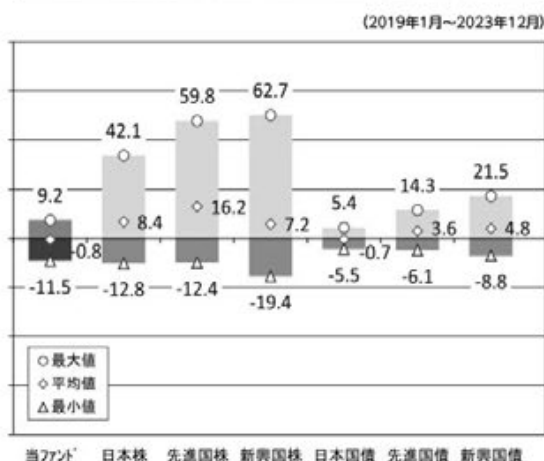
## 参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
  - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
  - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
  - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### ※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX  
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)  
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
 日本国債：NOMURA-BPI国債  
 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

### ※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドに基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。  
<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html> ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。  
 Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

### (2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額  
ありません。

### (3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.462%（税抜 0.42%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 か月終了日（6 か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.30% （税抜）	年率 0.10% （税抜）	年率 0.02% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率 1.206%（税込）程度以内です。

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

※当ファンドの運用管理費用（0.462%）に投資対象とする投資証券の管理報酬を投資比率に応じて配分した率（0.76%×2/3程度+0.71%×1/3程度）を加えたものです。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

### (4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁し



ます。

- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### <投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

### (5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

#### ① 個人の投資者に対する課税

##### イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

##### ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

##### ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

#### ※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託など

から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。

## ② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

### <注1>個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

### <注2>収益分配金の課税について

① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2023年12月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】 (2023年12月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	2,048,432,734	97.90
内 ルクセンブルグ	2,048,432,734	97.90
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	44,020,303	2.10
純資産総額	2,092,453,037	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

### (2) 【投資資産】 (2023年12月29日現在)

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	JPMORGAN FUNDS DIVERSIFIED RISK FUND JPY HEDGED SHARE CLASS	ルクセンブルグ	投資証券	117,129.85	11,494.52 1,346,351,498	11,695.00 1,369,833,619	65.47
2	JPM GLOBAL MACRO OPPORTUNITIES I (ACC) - JPY (HEDGED) FUND	ルクセンブルグ	投資証券	63,616.68	11,171.99 710,725,312	10,667.00 678,599,115	32.43

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	97.90%
合計	97.90%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2017年6月15日)	211,149,105	211,149,105	1.0097	1.0097
第2計算期間末 (2018年6月15日)	610,575,146	610,575,146	1.0001	1.0001
第3計算期間末 (2019年6月17日)	797,910,123	797,910,123	0.9546	0.9546
第4計算期間末 (2020年6月15日)	928,532,332	928,532,332	0.8551	0.8551
第5計算期間末 (2021年6月15日)	1,128,187,190	1,128,187,190	0.9045	0.9045
第6計算期間末 (2022年6月15日)	1,483,168,752	1,483,168,752	0.9533	0.9533
2022年12月末日	1,533,429,223	—	0.9451	—
2023年1月末日	1,513,342,294	—	0.9373	—
2月末日	1,521,450,790	—	0.9460	—
3月末日	1,540,928,241	—	0.9504	—
4月末日	1,585,853,812	—	0.9654	—
5月末日	1,592,889,751	—	0.9551	—
第7計算期間末 (2023年6月15日)	1,612,603,926	1,612,603,926	0.9349	0.9349
6月末日	1,673,320,524	—	0.9381	—
7月末日	1,724,169,674	—	0.9256	—
8月末日	1,847,853,178	—	0.9423	—
9月末日	1,961,758,389	—	0.9588	—
10月末日	2,042,528,429	—	0.9722	—
11月末日	2,073,527,018	—	0.9452	—
12月末日	2,092,453,037	—	0.9317	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2023年6月16日～ 2023年12月15日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1 計算期間	1.0
第2 計算期間	△1.0
第3 計算期間	△4.5
第4 計算期間	△10.4
第5 計算期間	5.8
第6 計算期間	5.4
第7 計算期間	△1.9
2023年6月16日～ 2023年12月15日	△0.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 計算期間	209,644,145	100,523,530
第2 計算期間	474,555,383	73,136,270
第3 計算期間	405,204,008	179,883,732
第4 計算期間	433,719,052	183,646,793
第5 計算期間	394,612,587	233,308,013
第6 計算期間	521,470,169	212,857,198
第7 計算期間	527,689,896	358,667,018
2023年6月16日～ 2023年12月15日	610,791,459	116,753,760

(注) 当初設定数量は100,000,000口です。

(参考情報) 運用実績

●ダイワ/JPMオルタナティブ戦略オープン(ダイワ投資一任専用)

2023年12月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,317円
純資産総額	20億円



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1か月間	-1.4%
3か月間	-2.8%
6か月間	-0.7%
1年間	-1.4%
3年間	8.2%
5年間	-2.8%
設定来	-6.8%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期				
	17年6月	18年6月	19年6月	20年6月	21年6月	22年6月	23年6月				
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円				

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

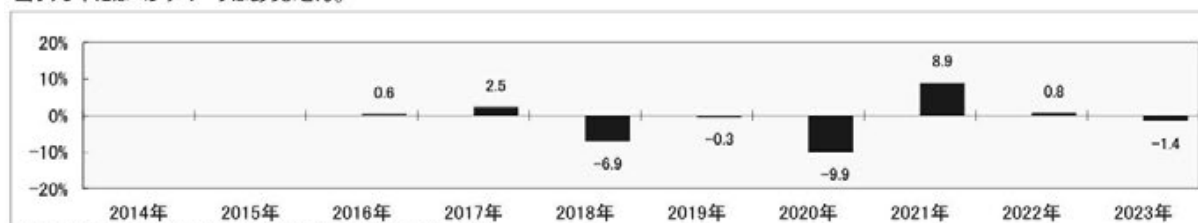
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	JPMダイバーシファイド・リスク(1クラス)(円ヘッジ)	65.5%
JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	JPMグローバル・マクロ・オポチュニティーズ(1クラス)(円ヘッジ)	32.4%
合計		97.9%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。  
・2016年は設定日(9月26日)から年末、2023年は12月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(参考情報)ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
ダイワ/JPMオルタナティブ戦略オープン(ダイワ投資-任専用)	1.20%	0.46%	0.74%

- ※対象期間は2022年6月16日～2023年6月15日です。
- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。
- ※投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。
- ※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ. からホ. までに掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

イ. 復活祭に該当する日（イースター・デイ）の翌日と同じ日付の日

ロ. 毎年12月24日、12月25日および12月26日

ハ. イ.、ロ. のほか、投資対象とする外国証券投資法人の投資証券のいずれかの取引受付中止日と同じ日付の日

ニ. イ. からハ. に掲げる日（土曜日および日曜日を除きます。）の前営業日

ホ. イ. からニ. のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日（当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。）

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

### 2【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわ



れる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ. からホ. までに掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受けを行いません。

イ. 復活祭に該当する日（イースター・デイ）の翌日と同じ日付の日

ロ. 毎年12月24日、12月25日および12月26日

ハ. イ.、ロ. のほか、投資対象とする外国証券投資法人の投資証券のいずれかの取引受付中止日と同じ日付の日

ニ. イ. からハ. に掲げる日（土曜日および日曜日を除きます。）の前営業日

ホ. イ. からニ. のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受けを中止することができます。

一部解約請求の受けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をい

ます。

(注) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）

0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## (4) 【計算期間】

毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月26日から2017年6月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) 【その他】

### ① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資証券のいずれかが存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。

7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### ② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の 1. から 7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前 1. の事項（前 1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前 1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前 2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前 2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前 2. から前 5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前 1. から前 6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 7. までの規定にしたがいます。

#### ③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 4 項に定める運用報告書）を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### ⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

<収益分配金および償還金にかかる請求権>

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

<換金請求権>

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2022年6月16日から2023年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ/JPMオルタナティブ戦略オープン（ダイワ投資一任専用）の2022年6月16日から2023年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ/JPMオルタナティブ戦略オープン（ダイワ投資一任専用）の2023年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

ダイワ／JPMオルタナティブ戦略オープン（ダイワ投資一任専用）

### (1) 【貸借対照表】

	第6期 2022年6月15日現在 金額（円）	第7期 2023年6月15日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	27,180,630	46,532,260
投資証券	1,459,225,854	1,595,895,365
流動資産合計	1,486,406,484	1,642,427,625
資産合計	1,486,406,484	1,642,427,625
負債の部		
流動負債		
未払金	-	26,200,000
未払受託者報酬	151,440	169,489
未払委託者報酬	3,029,569	3,390,727
その他未払費用	56,723	63,483
流動負債合計	3,237,732	29,823,699
負債合計	3,237,732	29,823,699
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	1,555,849,808	1,724,872,686
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△） ※2	△72,681,056	△112,268,760
（分配準備積立金）	21,609,319	17,219,399
元本等合計	1,483,168,752	1,612,603,926
純資産合計	1,483,168,752	1,612,603,926
負債純資産合計	1,486,406,484	1,642,427,625



## (2) 【損益及び剰余金計算書】

	第6期 自2021年6月16日 至2022年6月15日 金額(円)	第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日 金額(円)
営業収益		
受取利息	161	143
有価証券売買等損益	76,722,317	△24,430,489
営業収益合計	76,722,478	△24,430,346
営業費用		
支払利息	8,258	13,624
受託者報酬	285,297	330,155
委託者報酬	5,707,421	6,604,797
その他費用	106,842	123,663
営業費用合計	6,107,818	7,072,239
営業利益又は営業損失(△)	70,614,660	△31,502,585
経常利益又は経常損失(△)	70,614,660	△31,502,585
当期純利益又は当期純損失(△)	70,614,660	△31,502,585
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	4,243,620	△4,145,525
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△119,049,647	△72,681,056
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,941,546	17,337,383
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	19,941,546	17,337,383
剰余金減少額又は欠損金増加額	39,943,995	29,568,027
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	39,943,995	29,568,027
分配金 ※1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△72,681,056	△112,268,760

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 自 2022年6月16日 至 2023年6月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1. ※1 期首元本額	1,247,236,837 円	1,555,849,808 円
期中追加設定元本額	521,470,169 円	527,689,896 円
期中一部解約元本額	212,857,198 円	358,667,018 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,555,849,808 口	1,724,872,686 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 72,681,056 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 112,268,760 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 6 期 自 2021 年 6 月 16 日 至 2022 年 6 月 15 日	第 7 期 自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（20,659,488 円）、投資信託約款に規定される収益調整金（17,656,920 円）及び分配準備積立金（949,831 円）より分配対象額は 39,266,239 円（1 万口当たり 252.38 円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0 円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0 円）、投資信託約款に規定される収益調整金（26,310,283 円）及び分配準備積立金（17,219,399 円）より分配対象額は 43,529,682 円（1 万口当たり 252.36 円）であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第 7 期 自 2022 年 6 月 16 日 至 2023 年 6 月 15 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 7 期 2023 年 6 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券

区分	第7期 2023年6月15日現在
	重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資証券	74,250,621	△23,970,662
合計	74,250,621	△23,970,662

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 自2022年6月16日 至2023年6月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 2022年6月15日現在	第7期 2023年6月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9533円 (9,533円)	0.9349円 (9,349円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	国外・円	JPMORGAN FUNDS DIVERSIFIED RISK FUND JPY HEDGED SHARE CLASS	94,075.174	1,074,714,787.770	
		JPM GLOBAL MACRO OPPORTUNITIES I (ACC) - JPY (HEDGED) FUND	46,492.469	521,180,577.490	
	国外・円 小計			1,595,895,365.260 (1,595,895,365)	
投資証券 合計				1,595,895,365 [1,595,895,365]	
合計				1,595,895,365 [1,595,895,365]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

**(参考)**

当ファンドは、「ダイバーシファイド・リスク・ファンドーJPM ダイバーシファイド・リスク (Iクラス) (円ヘッジ)」の投資証券 (円建) 及び「グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンドーJPM グローバル・マクロ・オポチュニティーズ (Iクラス) (円ヘッジ)」の投資証券 (円建) を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同ファンドの投資証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

**「ダイバーシファイド・リスク・ファンドーJPM ダイバーシファイド・リスク (Iクラス) (円ヘッジ)」の状況**

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

**純資産計算書**  
2022年6月30日現在

(米ドル)

<b>資産</b>	
取得原価	724,331,796
未実現利益／(損失)	(34,240,462)
投資有価証券一時価	690,091,334
現金預金およびブローカー預託金	240,676,879
申込みに係る未収金	156,921
未収配当金	316,484
未収利息	2,670,709
未収還付税額	179
未収報酬免除額	26,702
金融先物取引未実現利益	2,652,366
先渡為替取引未実現利益	11,424,640
スワップ取引-適正価格	60,301,853
その他資産	16,726
<b>資産合計</b>	<b>1,008,334,793</b>
<b>負債</b>	
ブローカーへの預託金	38,900,466
解約に係る未払金	80,211
未払販売報酬	2,026
未払運用および顧問報酬	40,007
未払ファンドサービス報酬	71,033
金融先物取引未実現損失	2,682,836
先渡為替取引未実現損失	33,633,993
スワップ取引-適正価格	81,512,771
その他負債	73,897
<b>負債合計</b>	<b>156,997,240</b>
<b>純資産合計</b>	<b>851,337,553</b>

**損益および純資産変動計算書**  
2022年6月30日をもって終了する年度

(米ドル)

<b>期首現在純資産</b>	<b>815,648,874</b>
<b>収益</b>	
受取配当金、源泉課税控除後	6,371,871
受取利息、源泉課税控除後	13,070,675
スワップ取引にかかる受取利息	2,558,204
受取銀行利息	1,105
その他収益	118
<b>収益合計</b>	<b>22,001,973</b>

<b>費用</b>	
運用および顧問報酬	533, 290
ファンドサービス報酬	852, 650
保管、支払代行、事務および所在地代行報酬	452, 787
販売費用	16, 842
登録および名義書換代行報酬	46, 177
年次税	86, 627
銀行その他支払利息	150, 665
スワップ取引にかかる受取利息	263, 955
その他の費用	153, 842
控除：手数料免除額	(339, 090)
<b>費用合計</b>	<b>2, 217, 745</b>
<hr/>	
<b>投資純利益/ (損失)</b>	<b>19, 784, 228</b>
<hr/>	
実現純利益(損失)：	
売却済投資証券	(1, 188, 089)
金融先物取引	18, 477, 491
先渡為替取引	(89, 320, 877)
スワップ取引	155, 516, 698
為替取引	(782, 041)
<b>当期実現純利益(損失)</b>	<b>82, 703, 182</b>
<hr/>	
未実現増価(減価)純増減：	
投資証券	(68, 381, 027)
金融先物取引	579, 504
先渡為替取引	(7, 871, 325)
スワップ取引	(2, 469, 181)
為替取引	(32, 089, 594)
<b>当期未実現損益純増減</b>	<b>(110, 231, 623)</b>
<hr/>	
<b>運用の結果による純資産の増減</b>	<b>(7, 744, 213)</b>
<hr/>	
設定	187, 826, 294
解約	(144, 347, 946)
<b>資本の増減による純資産増減</b>	<b>43, 478, 348</b>
支払配当金	(45, 456)
<b>当期末現在純資産</b>	<b>851, 337, 553</b>

投資有価証券明細表  
2022年6月30日現在

投資対象	通貨	株数/額面	評価額 (USD)	純資産比 (%)
証券取引所に上場を承認されている譲渡性有価証券および短期金融市場商品				
債券				
多国籍企業				
European Investment Bank 2.5% 15/03/2023	USD	50, 000, 000	49, 894, 284	5.86
European Investment Bank 1.375% 15/05/2023	USD	50, 000, 000	49, 344, 640	5.80



			<b>99,238,924</b>	<b>11.66</b>
英国				
Marks & Spencer plc, 144A 7.125% 01/12/2037	USD	500,000	483,352	0.05
			<b>483,352</b>	<b>0.05</b>
米国				
AmeriGas Partners LP 5.625% 20/05/2024	USD	1,171,000	1,140,958	0.14
AmeriGas Partners LP 5.5% 20/05/2025	USD	183,000	172,649	0.02
Bath & Body Works, Inc. 7.5% 15/06/2029	USD	100,000	92,247	0.01
Commercial Metals Co. 4.875% 15/05/2023	USD	500,000	496,610	0.06
Genworth Holdings, Inc. 4.8% 15/02/2024	USD	200,000	198,390	0.02
Hecla Mining Co. 7.25% 15/02/2028	USD	500,000	474,898	0.06
Murphy Oil USA, Inc. 5.625% 01/05/2027	USD	710,000	698,732	0.08
Murphy Oil USA, Inc. 4.75% 15/09/2029	USD	200,000	179,369	0.02
PBF Logistics LP 6.875% 15/05/2023	USD	2,853,000	2,813,400	0.33
Radian Group, Inc. 6.625% 15/03/2025	USD	400,000	391,144	0.05
Tri Pointe Homes, Inc. 5.25% 01/06/2027	USD	200,000	175,168	0.02
Under Armour, Inc. 3.25% 15/06/2026	USD	100,000	86,588	0.01
United States Cellular Corp. 6.7% 15/12/2033	USD	100,000	96,892	0.01
US Treasury Bill 0% 25/08/2022	USD	33,615,900	33,541,515	3.94
US Treasury Bill 0% 15/09/2022	USD	24,391,100	24,307,824	2.86
US Treasury Bill 0% 29/12/2022	USD	33,713,000	33,295,836	3.91
US Treasury Bill 0% 23/02/2023	USD	33,766,400	33,231,477	3.90
US Treasury Bill 0% 20/04/2023	USD	5,740,000	5,620,230	0.66
Yum! Brands, Inc. 3.875% 01/11/2023	USD	100,000	99,415	0.01
Yum! Brands, Inc. 4.625% 31/01/2032	USD	2,543,000	2,225,875	0.26
			<b>139,339,217</b>	<b>16.37</b>
債券合計			<b>239,061,493</b>	<b>28.08</b>
株式				
オーストラリア				
BlueScope Steel Ltd.	AUD	94,455	1,036,937	0.12
Coles Group Ltd.	AUD	47,317	581,994	0.07
CSR Ltd.	AUD	256,966	720,991	0.08
Downer EDI Ltd.	AUD	467,548	1,631,328	0.19
Healius Ltd.	AUD	305,133	773,999	0.09
Iluka Resources Ltd.	AUD	231,743	1,509,185	0.18
Incitec Pivot Ltd.	AUD	493,497	1,129,177	0.13
JB Hi-Fi Ltd.	AUD	44,663	1,185,789	0.14
Link Administration Holdings Ltd.	AUD	184,946	483,175	0.06
Nufarm Ltd.	AUD	157,484	552,740	0.07
Orora Ltd.	AUD	211,021	530,905	0.06
Perseus Mining Ltd.	AUD	506,712	553,476	0.07
Sonic Healthcare Ltd.	AUD	41,919	955,392	0.11
Technology One Ltd.	AUD	126,466	935,319	0.11
Telstra Corp. Ltd.	AUD	623,069	1,657,885	0.19
			<b>14,238,292</b>	<b>1.67</b>
バミューダ諸島				
Signet Jewelers Ltd.	USD	20,468	1,097,801	0.13
			<b>1,097,801</b>	<b>0.13</b>
カナダ				
ARC Resources Ltd.	CAD	76,653	978,592	0.12
Atco Ltd. 'I'	CAD	15,820	534,978	0.06
B2Gold Corp.	CAD	290,081	1,000,078	0.12
Birchcliff Energy Ltd.	CAD	213,940	1,501,700	0.18
Canadian Natural Resources Ltd.	CAD	17,366	936,717	0.11
Canfor Corp.	CAD	96,147	1,620,832	0.19
Capstone Copper Corp.	CAD	454,570	1,126,456	0.13
CGI, Inc.	CAD	8,192	642,590	0.08
Descartes Systems Group, Inc. (The)	CAD	7,887	482,924	0.06
George Weston Ltd.	CAD	10,536	1,228,796	0.14
Gildan Activewear, Inc.	CAD	53,329	1,478,087	0.17
Hydro One Ltd., Reg. S	CAD	20,653	553,364	0.07
Interfor Corp.	CAD	83,341	1,616,970	0.19
Labrador Iron Ore Royalty Corp.	CAD	19,433	427,001	0.05
Loblaws Cos. Ltd.	CAD	12,295	1,097,844	0.13

Metro, Inc.	CAD	9,585	511,659	0.06
Parex Resources, Inc.	CAD	83,121	1,397,374	0.16
Russel Metals, Inc.	CAD	68,381	1,351,645	0.16
Toromont Industries Ltd.	CAD	6,686	533,273	0.06
West Fraser Timber Co. Ltd.	CAD	21,148	1,573,827	0.18
Whitecap Resources, Inc.	CAD	88,663	610,658	0.07
			<b>21,205,365</b>	<b>2.49</b>
<b>ドイツ</b>				
Amdocs Ltd.	USD	16,894	1,397,556	0.17
			<b>1,397,556</b>	<b>0.17</b>
<b>アイルランド</b>				
Accenture plc 'A'	USD	4,456	1,230,814	0.14
James Hardie Industries plc, CDI	AUD	29,772	652,961	0.08
Pentair plc	USD	22,277	995,782	0.12
			<b>2,879,557</b>	<b>0.34</b>
<b>日本</b>				
Ajinomoto Co., Inc.	JPY	16,400	398,481	0.05
Amada Co. Ltd.	JPY	173,400	1,272,129	0.15
Astellas Pharma, Inc.	JPY	46,800	727,752	0.09
BIPROGY, Inc.	JPY	38,400	763,773	0.09
Brother Industries Ltd.	JPY	56,500	991,155	0.12
CKD Corp.	JPY	79,200	1,006,187	0.12
Cosmo Energy Holdings Co. Ltd.	JPY	19,900	551,322	0.06
Ebara Corp.	JPY	14,400	537,226	0.06
Fujikura Ltd.	JPY	266,200	1,506,334	0.18
GungHo Online Entertainment, Inc.	JPY	51,700	911,896	0.11
H.U. Group Holdings, Inc.	JPY	30,100	653,727	0.08
Hitachi Transport System Ltd.	JPY	10,200	642,857	0.08
Hitachi Zosen Corp.	JPY	166,000	1,041,943	0.12
Hoya Corp.	JPY	4,100	349,365	0.04
KDDI Corp.	JPY	47,800	1,508,237	0.18
Kewpie Corp.	JPY	51,200	865,402	0.10
Kureha Corp.	JPY	21,600	1,519,493	0.18
Kyowa Kirin Co. Ltd.	JPY	32,100	721,611	0.08
Lawson, Inc.	JPY	28,000	929,741	0.11
Lixil Corp.	JPY	46,300	864,688	0.10
NEC Networks & System Integration Corp.	JPY	57,800	780,248	0.09
Nippon Electric Glass Co. Ltd.	JPY	50,900	973,444	0.11
Nippon Suisan Kaisha Ltd.	JPY	269,100	1,134,633	0.13
Nippon Telegraph & Telephone Corp.	JPY	44,900	1,289,036	0.15
Nishimatsuya Chain Co. Ltd.	JPY	106,500	1,121,832	0.13
Nisshinbo Holdings, Inc.	JPY	111,500	837,698	0.10
SCREEN Holdings Co. Ltd.	JPY	15,300	1,031,274	0.12
SCSK Corp.	JPY	60,000	1,014,585	0.12
Secom Co. Ltd.	JPY	7,500	462,038	0.05
Seiko Epson Corp.	JPY	42,300	598,092	0.07
Shimadzu Corp.	JPY	16,000	505,085	0.06
Shimano, Inc.	JPY	2,700	455,669	0.05
Shionogi & Co. Ltd.	JPY	9,200	463,798	0.05
Suntory Beverage & Food Ltd.	JPY	18,300	689,458	0.08
Takeuchi Manufacturing Co. Ltd.	JPY	56,800	969,877	0.11
Tama Home Co. Ltd.	JPY	68,300	1,233,338	0.15
TechnoPro Holdings, Inc.	JPY	42,600	853,110	0.10
Tokyo Tatemono Co. Ltd.	JPY	67,800	934,197	0.11
Toridoll Holdings Corp.	JPY	20,900	354,413	0.04
Toyo Suisan Kaisha Ltd.	JPY	12,100	470,563	0.06
Trend Micro, Inc.	JPY	18,400	895,642	0.11
Ulvac, Inc.	JPY	23,500	798,043	0.09
USS Co. Ltd.	JPY	63,900	1,103,102	0.13
ZOZO, Inc.	JPY	40,500	728,355	0.09
			<b>37,460,849</b>	<b>4.40</b>
<b>プエルトリコ</b>				
EVERTEC, Inc.	USD	35,800	1,275,017	0.15
Popular, Inc.	USD	7,942	605,141	0.07
			<b>1,880,158</b>	<b>0.22</b>
<b>スイス</b>				

TE Connectivity Ltd.	USD	9,500	1,050,985	0.12
			<b>1,050,985</b>	<b>0.12</b>
美国				
3M Co.	USD	3,138	399,750	0.05
A O Smith Corp.	USD	17,036	914,748	0.11
Abbott Laboratories	USD	6,841	739,033	0.09
Abercrombie & Fitch Co. 'A'	USD	45,179	772,109	0.09
Academy Sports & Outdoors, Inc.	USD	38,419	1,349,852	0.16
Acadia Healthcare Co., Inc.	USD	17,948	1,229,707	0.14
Acushnet Holdings Corp.	USD	11,187	453,857	0.05
Adobe, Inc.	USD	2,175	780,357	0.09
AdvanSix, Inc.	USD	18,647	601,832	0.07
Agilent Technologies, Inc.	USD	7,069	827,285	0.10
Allison Transmission Holdings, Inc.	USD	25,182	952,635	0.11
Alphabet, Inc. 'A'	USD	439	946,881	0.11
Alphabet, Inc. 'C'	USD	407	882,449	0.10
AMN Healthcare Services, Inc.	USD	6,389	712,661	0.08
Antero Resources Corp.	USD	46,476	1,537,194	0.18
Anywhere Real Estate, Inc.	USD	111,759	1,058,917	0.12
Apogee Enterprises, Inc.	USD	18,967	720,082	0.08
Applied Materials, Inc.	USD	10,302	921,308	0.11
ArcBest Corp.	USD	16,529	1,120,584	0.13
Archrock, Inc.	USD	70,703	586,835	0.07
Atkore, Inc.	USD	14,412	1,186,540	0.14
Automatic Data Processing, Inc.	USD	4,652	977,804	0.11
AutoNation, Inc.	USD	13,838	1,528,545	0.18
Boise Cascade Co.	USD	21,248	1,225,903	0.14
Bristol-Myers Squibb Co.	USD	13,633	1,046,265	0.12
Broadcom, Inc.	USD	2,625	1,264,974	0.15
Buckle, Inc. (The)	USD	36,855	1,009,643	0.12
Cadence Design Systems, Inc.	USD	8,302	1,238,326	0.15
Cardinal Health, Inc.	USD	23,971	1,261,114	0.15
Cars.com, Inc.	USD	85,037	772,986	0.09
Celanese Corp.	USD	5,746	667,800	0.08
CF Industries Holdings, Inc.	USD	16,484	1,396,277	0.16
Chemed Corp.	USD	1,407	666,960	0.08
Chemours Co. (The)	USD	42,271	1,303,004	0.15
Cisco Systems, Inc.	USD	12,393	523,542	0.06
Cognizant Technology Solutions Corp. 'A'	USD	9,561	641,495	0.08
CommVault Systems, Inc.	USD	25,442	1,597,249	0.19
Constellation Brands, Inc. 'A'	USD	6,455	1,502,304	0.18
Corcept Therapeutics, Inc.	USD	29,639	716,671	0.08
Cowen, Inc. 'A'	USD	28,543	683,605	0.08
Crane Holdings Co.	USD	10,321	877,956	0.10
CSG Systems International, Inc.	USD	23,660	1,399,844	0.16
CSX Corp.	USD	15,760	453,021	0.05
CVS Health Corp.	USD	11,533	1,071,473	0.13
Danaher Corp.	USD	1,791	448,287	0.05
DaVita, Inc.	USD	9,693	769,624	0.09
Dell Technologies, Inc. 'C'	USD	16,167	745,056	0.09
Dick's Sporting Goods, Inc.	USD	14,409	1,074,911	0.13
Dolby Laboratories, Inc. 'A'	USD	16,754	1,197,911	0.14
EMCOR Group, Inc.	USD	6,571	661,371	0.08
Ensign Group, Inc. (The)	USD	13,554	1,001,234	0.12
Ethan Allen Interiors, Inc.	USD	63,641	1,264,547	0.15
ExlService Holdings, Inc.	USD	12,085	1,783,686	0.21
First Commonwealth Financial Corp.	USD	36,380	479,306	0.06
Flowers Foods, Inc.	USD	17,434	459,299	0.05
Gartner, Inc.	USD	5,497	1,298,831	0.15
Gentex Corp.	USD	24,891	683,009	0.08
Greif, Inc. 'A'	USD	20,762	1,280,081	0.15
Group 1 Automotive, Inc.	USD	8,935	1,490,179	0.17
H&R Block, Inc.	USD	35,439	1,232,746	0.14
Hershey Co. (The)	USD	2,741	594,920	0.07
Hibbett, Inc.	USD	15,881	681,930	0.08
Hillenbrand, Inc.	USD	32,884	1,310,427	0.15

Hologic, Inc.	USD	8,398	583,829	0.07
HomeStreet, Inc.	USD	10,462	361,305	0.04
Hostess Brands, Inc.	USD	77,553	1,620,470	0.19
Innoviva, Inc.	USD	28,617	421,528	0.05
International Paper Co.	USD	13,417	560,428	0.07
Interpublic Group of Cos., Inc. (The)	USD	46,240	1,254,954	0.15
Intuit, Inc.	USD	2,477	937,990	0.11
J M Smucker Co. (The)	USD	3,772	492,850	0.06
Jack Henry & Associates, Inc.	USD	7,525	1,362,815	0.16
Jefferies Financial Group, Inc.	USD	22,337	598,632	0.07
John Wiley & Sons, Inc. 'A'	USD	11,522	549,542	0.06
Johnson & Johnson	USD	4,256	750,290	0.09
Kadant, Inc.	USD	2,395	428,406	0.05
Kforce, Inc.	USD	20,749	1,252,202	0.15
KLA Corp.	USD	3,212	1,008,150	0.12
Knowles Corp.	USD	33,595	575,986	0.07
Kontoor Brands, Inc.	USD	24,967	827,157	0.10
Korn Ferry	USD	18,788	1,059,831	0.12
Kroger Co. (The)	USD	12,678	602,268	0.07
Kulicke & Soffa Industries, Inc.	USD	27,981	1,190,032	0.14
Laboratory Corp. of America Holdings	USD	6,057	1,427,605	0.17
La-Z-Boy, Inc.	USD	37,749	884,648	0.10
LeMaitre Vascular, Inc.	USD	13,235	597,494	0.07
Louisiana-Pacific Corp.	USD	22,748	1,164,015	0.14
Lumen Technologies, Inc.	USD	105,157	1,162,511	0.14
Marathon Oil Corp.	USD	60,487	1,377,894	0.16
MarineMax, Inc.	USD	29,282	1,033,801	0.12
McKesson Corp.	USD	5,389	1,756,194	0.21
Medpace Holdings, Inc.	USD	7,716	1,145,826	0.13
Merit Medical Systems, Inc.	USD	21,718	1,173,858	0.14
Methode Electronics, Inc.	USD	23,056	843,158	0.10
Microchip Technology, Inc.	USD	12,209	691,701	0.08
Microsoft Corp.	USD	4,245	1,081,286	0.13
Moelis & Co. 'A'	USD	11,589	447,451	0.05
Molina Healthcare, Inc.	USD	5,120	1,429,376	0.17
Mr Cooper Group, Inc.	USD	30,980	1,128,756	0.13
Murphy Oil Corp.	USD	37,581	1,157,307	0.14
MYR Group, Inc.	USD	15,355	1,317,536	0.15
National Fuel Gas Co.	USD	23,754	1,573,109	0.18
Navient Corp.	USD	38,858	534,492	0.06
NetApp, Inc.	USD	17,834	1,154,395	0.14
NetScout Systems, Inc.	USD	34,743	1,172,229	0.14
Nexstar Media Group, Inc. 'A'	USD	9,069	1,492,395	0.18
NextGen Healthcare, Inc.	USD	87,344	1,511,051	0.18
Norfolk Southern Corp.	USD	1,928	433,125	0.05
NVR, Inc.	USD	217	851,084	0.10
Oasis Petroleum, Inc.	USD	10,915	1,396,411	0.16
Old Dominion Freight Line, Inc.	USD	1,749	437,775	0.05
Onto Innovation, Inc.	USD	16,696	1,142,340	0.13
Oshkosh Corp.	USD	13,909	1,119,327	0.13
Ovintiv, Inc.	USD	31,339	1,411,509	0.17
Owens Corning	USD	17,544	1,292,466	0.15
Parker-Hannifin Corp.	USD	2,294	553,106	0.06
PDC Energy, Inc.	USD	22,074	1,375,431	0.16
Perficient, Inc.	USD	13,247	1,174,148	0.14
PerkinElmer, Inc.	USD	2,763	390,315	0.05
Prestige Consumer Healthcare, Inc.	USD	25,811	1,466,710	0.17
Procter & Gamble Co. (The)	USD	3,520	499,594	0.06
Progress Software Corp.	USD	35,475	1,628,657	0.19
Qualys, Inc.	USD	9,544	1,195,768	0.14
Quest Diagnostics, Inc.	USD	9,924	1,342,568	0.16
QuidelOrtho Corp.	USD	7,641	743,355	0.09
Rambus, Inc.	USD	50,478	1,065,591	0.13
Redwood Trust, Inc., REIT	USD	109,270	826,628	0.10
Resolute Forest Products, Inc.	USD	119,735	1,429,636	0.17
Robert Half International, Inc.	USD	9,617	707,763	0.08

Rush Enterprises, Inc. 'A'	USD	28,821	1,366,404	0.16
Ryder System, Inc.	USD	20,325	1,403,238	0.16
Sandy Spring Bancorp, Inc.	USD	23,789	910,524	0.11
Shoe Carnival, Inc.	USD	47,457	1,020,800	0.12
Snap-on, Inc.	USD	6,343	1,240,088	0.15
Sprouts Farmers Market, Inc.	USD	22,144	557,254	0.07
SPS Commerce, Inc.	USD	5,533	623,099	0.07
Stewart Information Services Corp.	USD	19,317	939,289	0.11
Synopsys, Inc.	USD	4,848	1,463,854	0.17
Texas Instruments, Inc.	USD	2,589	391,664	0.05
Thermo Fisher Scientific, Inc.	USD	969	515,963	0.06
TimkenSteel Corp.	USD	76,220	1,355,954	0.16
Titan Machinery, Inc.	USD	17,542	386,275	0.05
Tri Pointe Homes, Inc.	USD	65,956	1,080,689	0.13
TTM Technologies, Inc.	USD	33,920	413,994	0.05
Tyson Foods, Inc. 'A'	USD	16,124	1,383,117	0.16
Union Pacific Corp.	USD	2,277	478,648	0.06
UnitedHealth Group, Inc.	USD	3,436	1,763,183	0.21
USANA Health Sciences, Inc.	USD	16,217	1,164,786	0.14
Virtus Investment Partners, Inc.	USD	4,575	772,374	0.09
Visa, Inc. 'A'	USD	7,863	1,522,513	0.18
Vista Outdoor, Inc.	USD	21,405	598,698	0.07
Watts Water Technologies, Inc. 'A'	USD	7,966	954,685	0.11
West Pharmaceutical Services, Inc.	USD	1,356	401,118	0.05
Western Union Co. (The)	USD	28,356	462,628	0.05
Whiting Petroleum Corp.	USD	19,334	1,383,058	0.16
Williams-Sonoma, Inc.	USD	9,838	1,066,046	0.13
Zumiez, Inc.	USD	34,702	893,750	0.10
			<b>153,672,485</b>	<b>18.05</b>
株式合計			<b>234,883,048</b>	<b>27.59</b>
証券取引所に上場を承認されている譲渡性有価証券および短期金融市場商品合計			<b>473,944,541</b>	<b>55.67</b>

#### その他の規制市場で取引される譲渡性有価証券および短期金融市場商品

##### 債券

##### オーストラリア

FMG Resources August 2006 Pty. Ltd., 144A 5.125% 15/05/2024	USD	2,756,000	2,654,661	0.31
Mineral Resources Ltd., 144A 8.125% 01/05/2027	USD	2,717,000	2,707,017	0.32
			<b>5,361,678</b>	<b>0.63</b>

##### カナダ

Baytex Energy Corp., 144A 8.75% 01/04/2027	USD	200,000	200,842	0.02
Brookfield Residential Properties, Inc., 144A 6.25% 15/09/2027	USD	200,000	166,046	0.02
Masonite International Corp., 144A 5.375% 01/02/2028	USD	2,500,000	2,267,213	0.27
Open Text Corp., 144A 3.875% 15/02/2028	USD	618,000	543,005	0.06
Precision Drilling Corp., 144A 7.125% 15/01/2026	USD	100,000	94,132	0.01
Ritchie Bros Auctioneers, Inc., 144A 5.375% 15/01/2025	USD	500,000	489,577	0.06
Taseko Mines Ltd., 144A 7% 15/02/2026	USD	440,000	375,184	0.05
			<b>4,135,999</b>	<b>0.49</b>

##### アイルランド

James Hardie International Finance DAC, 144A 5% 15/01/2028	USD	1,565,000	1,395,690	0.17
Jazz Securities DAC, 144A 4.375% 15/01/2029	USD	200,000	177,137	0.02
			<b>1,572,827</b>	<b>0.19</b>

##### ルクセンブルク

Telenet Finance Luxembourg Notes Sarl, 144A 5.5% 01/03/2028	USD	400,000	353,620	0.04
			<b>353,620</b>	<b>0.04</b>

##### オランダ

Alcoa Nederland Holding BV, 144A 5.5% 15/12/2027	USD	300,000	285,827	0.03
Alcoa Nederland Holding BV, 144A 6.125% 15/05/2028	USD	1,850,000	1,796,366	0.21
			<b>2,082,193</b>	<b>0.24</b>

##### 多国籍企業

Herbalife Nutrition Ltd., 144A 7.875% 01/09/2025	USD	192,000	173,180	0.02
			<b>173,180</b>	<b>0.02</b>

##### 英国

Jaguar Land Rover Automotive plc, 144A 7.75% 15/10/2025	USD	200,000	185,220	0.02
---	-----	---------	---------	------

			<b>185,220</b>	<b>0.02</b>
米国				
Advanced Drainage Systems, Inc., 144A 5% 30/09/2027	USD	200,000	185,798	0.02
Alliance Resource Operating Partners LP, 144A 7.5% 01/05/2025	USD	1,147,000	1,134,458	0.13
Allison Transmission, Inc., 144A 4.75% 01/10/2027	USD	791,000	723,056	0.09
AMC Networks, Inc. 5% 01/04/2024	USD	93,000	90,232	0.01
AMC Networks, Inc. 4.75% 01/08/2025	USD	500,000	465,813	0.05
Amkor Technology, Inc., 144A 6.625% 15/09/2027	USD	2,769,000	2,620,622	0.31
AMN Healthcare, Inc., 144A 4.625% 01/10/2027	USD	200,000	182,966	0.02
AMN Healthcare, Inc., 144A 4% 15/04/2029	USD	1,702,000	1,441,296	0.17
ASGN, Inc., 144A 4.625% 15/05/2028	USD	2,984,000	2,575,744	0.30
Ashland LLC, 144A 3.375% 01/09/2031	USD	500,000	408,386	0.05
Atkore, Inc., 144A 4.25% 01/06/2031	USD	500,000	416,000	0.05
Bath & Body Works, Inc., 144A 9.375% 01/07/2025	USD	2,006,000	2,042,258	0.24
Bath & Body Works, Inc., 144A 6.625% 01/10/2030	USD	444,000	383,891	0.05
Bed Bath & Beyond, Inc. 3.749% 01/08/2024	USD	100,000	58,378	0.01
Berry Petroleum Co. LLC, 144A 7% 15/02/2026	USD	649,000	581,233	0.07
Black Knight InfoServ LLC, 144A 3.625% 01/09/2028	USD	1,446,000	1,263,218	0.15
BlueLinx Holdings, Inc., 144A 6% 15/11/2029	USD	200,000	156,273	0.02
Boise Cascade Co., 144A 4.875% 01/07/2030	USD	1,369,000	1,198,116	0.14
Cable One, Inc., 144A 4% 15/11/2030	USD	3,105,000	2,550,323	0.30
California Resources Corp., 144A 7.125% 01/02/2026	USD	2,693,000	2,638,076	0.31
Central Garden & Pet Co. 5.125% 01/02/2028	USD	2,843,000	2,546,271	0.30
Cheniere Energy, Inc. 4.625% 15/10/2028	USD	300,000	271,311	0.03
Chesapeake Energy Corp., 144A 5.5% 01/02/2026	USD	1,000,000	949,958	0.11
Civitas Resources, Inc., 144A 5% 15/10/2026	USD	2,500,000	2,224,693	0.26
Coinbase Global, Inc., 144A 3.375% 01/10/2028	USD	200,000	125,569	0.01
Compass Group Diversified Holdings LLC, 144A 5.25% 15/04/2029	USD	100,000	82,216	0.01
Consensus Cloud Solutions, Inc., 144A 6% 15/10/2026	USD	200,000	171,627	0.02
CoreCivic, Inc. 8.25% 15/04/2026	USD	200,000	195,378	0.02
CoreLogic, Inc., 144A 4.5% 01/05/2028	USD	200,000	157,090	0.02
Credit Acceptance Corp., 144A 5.125% 31/12/2024	USD	600,000	565,986	0.07
Credit Acceptance Corp. 6.625% 15/03/2026	USD	805,000	755,183	0.09
Crocs, Inc., 144A 4.125% 15/08/2031	USD	499,000	355,119	0.04
CVR Energy, Inc., 144A 5.25% 15/02/2025	USD	100,000	91,607	0.01
DaVita, Inc., 144A 4.625% 01/06/2030	USD	1,634,000	1,273,556	0.15
Delek Logistics Partners LP, 144A 7.125% 01/06/2028	USD	500,000	456,328	0.05
Deluxe Corp., 144A 8% 01/06/2029	USD	200,000	164,556	0.02
DISH DBS Corp. 5.875% 15/11/2024	USD	421,000	357,185	0.04
DT Midstream, Inc., 144A 4.125% 15/06/2029	USD	500,000	423,948	0.05
Edgewell Personal Care Co., 144A 5.5% 01/06/2028	USD	200,000	179,384	0.02
Element Solutions, Inc., 144A 3.875% 01/09/2028	USD	3,103,000	2,572,899	0.30
Emergent BioSolutions, Inc., 144A 3.875% 15/08/2028	USD	3,298,000	2,355,184	0.28
Enact Holdings, Inc., 144A 6.5% 15/08/2025	USD	876,000	823,627	0.10
EnerSys, 144A 5% 30/04/2023	USD	1,151,000	1,136,002	0.13
Enova International, Inc., 144A 8.5% 01/09/2024	USD	100,000	93,267	0.01
EnPro Industries, Inc. 5.75% 15/10/2026	USD	200,000	193,373	0.02
Entegris, Inc., 144A 4.375% 15/04/2028	USD	2,973,000	2,627,329	0.31
Fair Isaac Corp., 144A 5.25% 15/05/2026	USD	700,000	696,773	0.08
Fair Isaac Corp., 144A 4% 15/06/2028	USD	570,000	505,502	0.06
FirstCash, Inc., 144A 4.625% 01/09/2028	USD	100,000	85,123	0.01
Frontier Communications Holdings LLC, 144A 5.875% 15/10/2027	USD	2,300,000	2,073,541	0.24
Gartner, Inc., 144A 4.5% 01/07/2028	USD	2,882,000	2,622,587	0.31
GrafTech Finance, Inc., 144A 4.625% 15/12/2028	USD	1,486,000	1,197,713	0.14
Graham Holdings Co., 144A 5.75% 01/06/2026	USD	2,700,000	2,679,628	0.31
GYP Holdings III Corp., 144A 4.625% 01/05/2029	USD	500,000	390,630	0.05
Hologic, Inc., 144A 4.625% 01/02/2028	USD	1,389,000	1,302,049	0.15
Horizon Therapeutics USA, Inc., 144A 5.5% 01/08/2027	USD	2,645,000	2,547,452	0.30
Hughes Satellite Systems Corp. 6.625% 01/08/2026	USD	200,000	177,135	0.02
Icahn Enterprises LP 6.25% 15/05/2026	USD	2,836,000	2,632,529	0.31
II-VI, Inc., 144A 5% 15/12/2029	USD	200,000	174,977	0.02
Ingevity Corp., 144A 3.875% 01/11/2028	USD	100,000	84,282	0.01
ITT Holdings LLC, 144A 6.5% 01/08/2029	USD	500,000	406,837	0.05
Joseph T Ryerson & Son, Inc., 144A 8.5% 01/08/2028	USD	22,000	22,727	0.00
Kennedy-Wilson, Inc. 4.75% 01/03/2029	USD	3,063,000	2,485,533	0.29
KFC Holding Co., 144A 4.75% 01/06/2027	USD	100,000	95,046	0.01

Korn Ferry, 144A 4.625% 15/12/2027	USD	2,898,000	2,616,575	0.31
Louisiana-Pacific Corp., 144A 3.625% 15/03/2029	USD	3,100,000	2,465,957	0.29
LPL Holdings, Inc., 144A 4.625% 15/11/2027	USD	2,622,000	2,446,264	0.29
LPL Holdings, Inc., 144A 4% 15/03/2029	USD	273,000	233,819	0.03
Magnolia Oil & Gas Operating LLC, 144A 6% 01/08/2026	USD	850,000	802,141	0.09
Manitowoc Co., Inc. (The), 144A 9% 01/04/2026	USD	100,000	93,389	0.01
Matador Resources Co. 5.875% 15/09/2026	USD	50,000	47,763	0.01
Match Group Holdings II LLC, 144A 5% 15/12/2027	USD	1,341,000	1,249,787	0.15
Meritor, Inc., 144A 4.5% 15/12/2028	USD	200,000	193,414	0.02
Molina Healthcare, Inc., 144A 4.375% 15/06/2028	USD	200,000	178,385	0.02
Netflix, Inc. 5.75% 01/03/2024	USD	817,000	834,393	0.10
Netflix, Inc. 4.875% 15/04/2028	USD	100,000	93,687	0.01
Netflix, Inc. 5.875% 15/11/2028	USD	86,000	84,280	0.01
News Corp., 144A 3.875% 15/05/2029	USD	3,040,000	2,622,790	0.31
NMI Holdings, Inc., 144A 7.375% 01/06/2025	USD	2,605,000	2,557,550	0.30
Northern Oil and Gas, Inc., 144A 8.125% 01/03/2028	USD	200,000	188,795	0.02
NortonLifeLock, Inc., 144A 5% 15/04/2025	USD	200,000	195,584	0.02
Oasis Petroleum, Inc., 144A 6.375% 01/06/2026	USD	2,721,000	2,568,597	0.30
Open Text Holdings, Inc., 144A 4.125% 15/02/2030	USD	500,000	425,751	0.05
Organon & Co., 144A 4.125% 30/04/2028	USD	200,000	176,245	0.02
Papa John's International, Inc., 144A 3.875% 15/09/2029	USD	500,000	411,690	0.05
Patterson-UTI Energy, Inc. 3.95% 01/02/2028	USD	2,898,000	2,426,105	0.29
PDC Energy, Inc. 6.125% 15/09/2024	USD	696,000	685,495	0.08
PRA Group, Inc., 144A 7.375% 01/09/2025	USD	947,000	927,895	0.11
Presidio Holdings, Inc., 144A 4.875% 01/02/2027	USD	200,000	183,814	0.02
Prestige Brands, Inc., 144A 5.125% 15/01/2028	USD	200,000	186,101	0.02
PROG Holdings, Inc., 144A 6% 15/11/2029	USD	200,000	152,613	0.02
PTC, Inc., 144A 3.625% 15/02/2025	USD	513,000	485,984	0.06
Rent-A-Center, Inc., 144A 6.375% 15/02/2029	USD	3,200,000	2,504,000	0.29
Resolute Forest Products, Inc., 144A 4.875% 01/03/2026	USD	290,000	262,895	0.03
RR Donnelley & Sons Co. 8.25% 01/07/2027	USD	905,000	888,031	0.10
Sirius XM Radio, Inc., 144A 5% 01/08/2027	USD	2,804,000	2,604,848	0.31
Synaptics, Inc., 144A 4% 15/06/2029	USD	200,000	161,894	0.02
Talos Production, Inc. 12% 15/01/2026	USD	1,279,000	1,335,334	0.16
TEGNA, Inc., 144A 4.75% 15/03/2026	USD	1,535,000	1,475,371	0.17
TEGNA, Inc. 4.625% 15/03/2028	USD	1,295,000	1,218,817	0.14
Tempur Sealy International, Inc., 144A 4% 15/04/2029	USD	316,000	252,253	0.03
Terex Corp., 144A 5% 15/05/2029	USD	3,015,000	2,567,212	0.30
TriMas Corp., 144A 4.125% 15/04/2029	USD	200,000	169,383	0.02
TriNet Group, Inc., 144A 3.5% 01/03/2029	USD	500,000	411,945	0.05
TripAdvisor, Inc., 144A 7% 15/07/2025	USD	1,742,000	1,692,092	0.20
Triumph Group, Inc., 144A 8.875% 01/06/2024	USD	80,000	79,896	0.01
TTM Technologies, Inc., 144A 4% 01/03/2029	USD	3,150,000	2,655,040	0.31
Urban One, Inc., 144A 7.375% 01/02/2028	USD	100,000	87,254	0.01
Vail Resorts, Inc., 144A 6.25% 15/05/2025	USD	100,000	100,059	0.01
Valvoline, Inc., 144A 3.625% 15/06/2031	USD	3,268,000	2,575,478	0.30
Viavi Solutions, Inc., 144A 3.75% 01/10/2029	USD	2,778,000	2,331,945	0.27
Vista Outdoor, Inc., 144A 4.5% 15/03/2029	USD	200,000	153,287	0.02
Wabash National Corp., 144A 4.5% 15/10/2028	USD	743,000	569,324	0.07
Warrior Met Coal, Inc., 144A 7.875% 01/12/2028	USD	499,000	479,116	0.06
William Carter Co. (The), 144A 5.625% 15/03/2027	USD	964,000	910,455	0.11
Windstream Escrow LLC, 144A 7.75% 15/08/2028	USD	200,000	163,554	0.02
Winnebago Industries, Inc., 144A 6.25% 15/07/2028	USD	200,000	183,770	0.02
World Acceptance Corp., 144A 7% 01/11/2026	USD	200,000	142,334	0.02
Xerox Holdings Corp., 144A 5% 15/08/2025	USD	2,544,000	2,372,861	0.28
Ziff Davis, Inc., 144A 4.625% 15/10/2030	USD	3,013,000	2,596,106	0.31
ZipRecruiter, Inc., 144A 5% 15/01/2030	USD	991,000	838,644	0.10
			<b>119,762,908</b>	<b>14.07</b>
			<b>133,627,625</b>	<b>15.70</b>
			<b>133,627,625</b>	<b>15.70</b>

債券合計

その他の規制市場で取引される譲渡性有価証券および短期金融市場商品合計

UCITS と認められたユニットまたはその他の集団投資事業

集団投資スキーム - UCITS

ルクセンブルク

	82,519,168	9.69
	<b>82,519,168</b>	<b>9.69</b>
集団投資スキーム - UCITS 合計	<b>82,519,168</b>	<b>9.69</b>
UCITS と認められたユニットまたはその他の集団投資事業合計	<b>82,519,168</b>	<b>9.69</b>
投資有価証券合計	<b>690,091,334</b>	<b>81.06</b>
現金	<b>201,776,413</b>	<b>23.70</b>
その他の資産/ (負債)	<b>(40,530,194)</b>	<b>(4.76)</b>
純資産	<b>851,337,553</b>	<b>100.00</b>

† 利害関係人のファンド

為替先渡取引							
買建通貨	買建額	売建通貨	売建額	決済日	取引相手	評価益 (損) (米ドル)	純資産比 (%)
AUD	2,326,696	EUR	1,534,253	19/07/2022	State Street	6,327	-
AUD	1,489,705	JPY	139,605,652	19/07/2022	BNP Paribas	140	-
AUD	1,681,294	USD	1,156,437	15/08/2022	HSBC	4,434	-
CAD	9,594,380	JPY	1,010,256,510	19/07/2022	Goldman Sachs	1,005	-
CAD	1,077,377	USD	831,683	15/07/2022	RBC	3,962	-
CAD	2,256,298	USD	1,736,411	15/07/2022	State Street	13,639	-
CAD	1,368,288	USD	1,058,325	19/07/2022	RBC	2,942	-
CHF	2,187,941	GBP	1,858,608	19/07/2022	Barclays	31,373	-
CHF	1,047	USD	1,072	12/07/2022	Barclays	24	-
CHF	175,025	USD	179,581	12/07/2022	BNP Paribas	3,678	-
CHF	1,545	USD	1,565	12/07/2022	Goldman Sachs	52	-
CHF	1,119	USD	1,129	12/07/2022	HSBC	43	-
CHF	948	USD	990	12/07/2022	RBC	3	-
CHF	733,952	USD	766,746	15/07/2022	State Street	1,887	-
CHF	3,197,716	USD	3,282,210	19/07/2022	BNP Paribas	67,493	0.01
GBP	25,786,379	NOK	306,458,556	19/07/2022	Goldman Sachs	449,177	0.05
GBP	828,875	NZD	1,607,607	19/07/2022	Barclays	4,913	-
GBP	1,216,979	SEK	14,918,701	19/07/2022	Barclays	28,537	-
GBP	631,176	USD	764,232	15/08/2022	RBC	3,874	-
JPY	140,174,946	AUD	1,493,008	19/07/2022	Barclays	1,773	-
JPY	73,714,214	USD	541,651	12/07/2022	BNP Paribas	1,012	-
USD	2,613,535	AUD	3,767,509	15/07/2022	Merrill Lynch	12,924	-
USD	13,261,520	AUD	18,418,088	15/07/2022	Standard Chartered	548,002	0.07
USD	869,778	AUD	1,248,905	19/07/2022	Barclays	7,664	-
USD	21,613,704	CAD	27,237,535	15/07/2022	HSBC	487,478	0.06
USD	6,170	EUR	5,871	01/07/2022	RBC	55	-
USD	67,858	EUR	64,748	05/07/2022	Merrill Lynch	408	-
USD	1,094,348	EUR	1,033,011	12/07/2022	BNP Paribas	17,743	-
USD	594,367	EUR	563,500	12/07/2022	Citibank	7,088	-
USD	3,947,658	EUR	3,741,456	12/07/2022	HSBC	48,312	0.01
USD	152,898	EUR	145,595	12/07/2022	RBC	1,159	-
USD	7,334	EUR	6,844	12/07/2022	Standard Chartered	201	-
USD	1,968,285	EUR	1,830,168	12/07/2022	State Street	60,882	0.01
USD	67,882,756	EUR	63,376,911	19/07/2022	Barclays	1,798,957	0.21
USD	1,008,588	EUR	957,632	19/07/2022	BNP Paribas	10,054	-
USD	11,264,886	GBP	9,158,486	12/07/2022	Barclays	127,305	0.02
USD	22,707,881	GBP	18,573,440	12/07/2022	Goldman Sachs	120,831	0.02
USD	4,043,592	GBP	3,228,562	12/07/2022	HSBC	117,357	0.01
USD	9,998,548	IDR	144,655,986,501	19/07/2022	Citibank	338,999	0.04
USD	2,452,628	ILS	8,167,403	19/07/2022	Goldman Sachs	118,193	0.01
USD	7,512,804	ILS	25,033,956	19/07/2022	HSBC	357,515	0.04
USD	499,387	JPY	67,348,503	12/07/2022	Barclays	3,586	-
USD	1,888,909	JPY	254,131,095	12/07/2022	Merrill Lynch	18,068	-
USD	49,633,760	JPY	6,576,120,040	15/07/2022	HSBC	1,212,927	0.14
USD	48,103,788	JPY	6,369,080,583	19/07/2022	Barclays	1,195,414	0.14



USD	1,352,303	JPY	180,653,740	19/07/2022	Merrill Lynch	21,785	-
USD	1,328,168	JPY	178,258,381	19/07/2022	Standard Chartered	15,293	-
USD	2,369,192	KRW	2,975,917,917	19/07/2022	Citibank	77,485	0.01
USD	7,531,359	KRW	9,464,206,606	19/07/2022	J. P. Morgan	243,125	0.03
USD	5,053,650	NOK	48,001,365	19/07/2022	Goldman Sachs	211,527	0.03
USD	22,729,906	NZD	35,235,291	19/07/2022	Standard Chartered	741,506	0.09
USD	19,948	SEK	203,237	05/07/2022	Barclays	182	-
USD	56,846	SEK	571,006	12/07/2022	BNP Paribas	1,299	-
USD	86,945	SEK	882,937	12/07/2022	Citibank	1,055	-
USD	33,824	SEK	340,716	12/07/2022	Goldman Sachs	679	-
USD	101,508	SEK	1,036,794	12/07/2022	HSBC	650	-
USD	385,653	SEK	3,927,912	12/07/2022	Merrill Lynch	3,555	-
USD	50,288	SEK	508,479	12/07/2022	Standard Chartered	825	-
USD	1,426,841	SEK	14,182,802	19/07/2022	Barclays	46,812	0.01
USD	5,007,475	SEK	49,151,274	19/07/2022	BNP Paribas	224,911	0.03
USD	896,265	SEK	9,079,485	19/07/2022	HSBC	12,804	-
USD	50,108,448	SEK	492,061,751	19/07/2022	RBC	2,229,389	0.26
USD	7,475,214	THB	257,592,150	19/07/2022	BNP Paribas	179,289	0.02
USD	2,489,988	THB	85,792,523	19/07/2022	Goldman Sachs	60,038	0.01
USD	7,496,841	TWD	220,429,602	19/07/2022	Citibank	86,591	0.01
USD	2,516,359	TWD	74,007,365	19/07/2022	J. P. Morgan	28,430	-
<b>為替先渡取引評價益合計</b>						<b>11,424,640</b>	<b>1.34</b>
AUD	1,634,042	EUR	1,098,265	19/07/2022	Citibank	(17,200)	-
AUD	6,664,583	NZD	7,433,323	19/07/2022	Goldman Sachs	(38,190)	(0.01)
AUD	20,083,934	USD	14,446,695	19/07/2022	Goldman Sachs	(582,833)	(0.07)
AUD	1,994,992	USD	1,389,128	19/07/2022	HSBC	(11,992)	-
AUD	66,434,736	USD	47,832,080	19/07/2022	Standard Chartered	(1,972,437)	(0.23)
BRL	47,965,749	USD	9,781,823	19/07/2022	Citibank	(692,007)	(0.08)
CAD	799,829	USD	635,480	15/07/2022	RBC	(15,110)	-
CAD	22,420,514	USD	17,821,201	19/07/2022	Goldman Sachs	(431,479)	(0.05)
CAD	81,164,475	USD	64,355,021	19/07/2022	RBC	(1,402,513)	(0.17)
CHF	1,896	USD	1,986	12/07/2022	BNP Paribas	(1)	-
CLP	6,400,610,636	USD	7,672,753	19/07/2022	Citibank	(845,401)	(0.10)
CLP	1,770,853,524	USD	2,132,582	19/07/2022	Goldman Sachs	(243,662)	(0.03)
CLP	921,847,770	USD	1,020,929	19/07/2022	Standard Chartered	(37,620)	(0.01)
CZK	230,904,547	USD	9,919,253	19/07/2022	Goldman Sachs	(216,058)	(0.03)
EUR	867,169	CAD	1,185,814	19/07/2022	Standard Chartered	(15,530)	-
EUR	8,491,452	CHF	8,849,681	19/07/2022	Goldman Sachs	(416,175)	(0.05)
EUR	4,515,022	USD	4,749,819	12/07/2022	BNP Paribas	(44,261)	(0.01)
EUR	1,147,502	USD	1,206,997	12/07/2022	Citibank	(11,071)	-
EUR	823,508	USD	878,902	12/07/2022	HSBC	(20,641)	-
EUR	798,535	USD	838,293	12/07/2022	Merrill Lynch	(6,060)	-
EUR	36,268	USD	38,058	12/07/2022	RBC	(260)	-
EUR	177,417	USD	187,881	12/07/2022	Standard Chartered	(2,977)	-
EUR	860,896	USD	902,943	12/07/2022	State Street	(5,717)	-
EUR	97,565,131	USD	104,444,517	12/07/2022	Toronto-Dominion Bank	(2,762,099)	(0.33)
EUR	2,419,128	USD	2,590,134	15/07/2022	Toronto-Dominion Bank	(68,388)	(0.01)
EUR	1,745,668	USD	1,838,459	19/07/2022	Barclays	(18,232)	-
GBP	817,029	JPY	135,484,927	19/07/2022	Barclays	(4,124)	-
GBP	6,462,661	USD	7,868,969	12/07/2022	BNP Paribas	(9,765)	-
GBP	3,625,627	USD	4,429,730	12/07/2022	Citibank	(20,626)	-
GBP	565,494,061	USD	705,585,209	12/07/2022	HSBC	(17,891,266)	(2.10)
GBP	13,120,914	USD	16,283,584	12/07/2022	RBC	(327,319)	(0.04)
GBP	3,000,000	USD	3,683,977	12/07/2022	Standard Chartered	(35,695)	-
GBP	10,674,362	USD	13,313,985	19/07/2022	Standard Chartered	(331,123)	(0.04)
HKD	10,977,940	USD	1,400,766	15/07/2022	RBC	(1,171)	-
HUF	3,619,030,218	USD	9,853,257	19/07/2022	Citibank	(366,758)	(0.04)

JPY	182,025,539	CAD	1,750,198	19/07/2022	Merrill Lynch	(16,862)	-
JPY	6,507,395,115	USD	49,133,265	12/07/2022	HSBC	(1,227,657)	(0.15)
JPY	98,427,833	USD	733,532	12/07/2022	Merrill Lynch	(8,934)	-
JPY	11,600,000	USD	86,555	12/07/2022	Standard Chartered	(1,159)	-
JPY	42,019,681	USD	324,015	12/07/2022	State Street	(14,678)	-
JPY	900,339,887	USD	6,708,649	15/07/2022	Barclays	(79,329)	(0.01)
JPY	374,499,732	USD	2,770,190	15/07/2022	Citibank	(12,699)	-
JPY	475,827,388	USD	3,551,821	15/07/2022	RBC	(48,242)	(0.01)
MXN	195,758,292	USD	9,938,759	19/07/2022	BNP Paribas	(284,252)	(0.03)
NOK	504,950,707	USD	53,178,259	19/07/2022	Barclays	(2,241,509)	(0.26)
SEK	323,923	USD	31,967	01/07/2022	Standard Chartered	(465)	-
SEK	569,086	USD	57,304	12/07/2022	Barclays	(1,944)	-
SEK	1,856,251	USD	187,446	12/07/2022	BNP Paribas	(6,874)	-
SEK	1,355,563	USD	137,838	12/07/2022	Citibank	(5,971)	-
SEK	33,083,510	USD	3,362,811	12/07/2022	HSBC	(144,519)	(0.02)
SEK	2,014,989	USD	203,179	12/07/2022	Merrill Lynch	(7,165)	-
SEK	25,128,841	USD	2,479,577	19/07/2022	Barclays	(34,467)	-
SGD	2,453,055	USD	1,771,225	15/07/2022	HSBC	(10,002)	-
USD	3,905,484	CAD	5,052,557	15/07/2022	HSBC	(13,426)	-
USD	1,885,442	CAD	2,449,948	15/07/2022	State Street	(14,810)	-
USD	7,817	CHF	7,530	12/07/2022	HSBC	(67)	-
USD	1,815	CHF	1,754	12/07/2022	State Street	(22)	-
USD	171	CHF	164	15/07/2022	RBC	(1)	-
USD	25,973,077	CHF	25,336,674	19/07/2022	Goldman Sachs	(567,846)	(0.07)
USD	3,239,179	EUR	3,107,522	15/08/2022	State Street	(7,579)	-
USD	237,925	JPY	32,379,998	12/07/2022	Standard Chartered	(447)	-
USD	1,939,733	JPY	264,763,324	15/07/2022	Citibank	(9,754)	-
USD	1,255,829	JPY	170,794,132	15/08/2022	State Street	(4,450)	-
USD	1,179,493	SEK	12,153,745	19/07/2022	BNP Paribas	(3,102)	-
為替先渡取引評価損合計						<b>(33,633,993)</b>	<b>(3.95)</b>
為替先渡取引純評価損益						<b>(22,209,353)</b>	<b>(2.61)</b>

#### 先物取引

銘柄	取引数	通貨	エクスポージャー (米ドル)	評価益(損) (米ドル)	純資産比 (%)
CAC 40 10 Euro Index, 15/07/2022	(91)	EUR	(5,552,913)	107,826	0.01
DAX Index, 16/09/2022	(25)	EUR	(8,210,963)	248,048	0.03
EURO STOXX 50 Index, 16/09/2022	(206)	EUR	(7,307,659)	200,636	0.02
FTSE 100 Index, 16/09/2022	(33)	GBP	(2,834,495)	78,549	0.01
FTSE/MIB Index, 16/09/2022	(56)	EUR	(6,142,519)	196,876	0.02
Hang Seng Index, 29/09/2022	(4)	HKD	(551,983)	12,907	-
IBEX 35 Index, 15/07/2022	(45)	EUR	(3,725,637)	82,630	0.01
MSCI EAFE Index, 16/09/2022	(101)	USD	(9,228,118)	194,172	0.02
MSCI Emerging Markets Index, 16/09/2022	(168)	USD	(8,302,560)	160,280	0.02
MSCI Singapore Index, 28/07/2022	(473)	SGD	(9,527,581)	138,963	0.02
NASDAQ 100 Emini Index, 16/09/2022	(27)	USD	(6,154,785)	165,759	0.02
OMXS30 Index, 15/07/2022	(488)	SEK	(8,833,917)	214,768	0.02
Russell 2000 Emini Index, 16/09/2022	(198)	USD	(16,669,620)	333,728	0.04
S&P 500 Emini Index, 16/09/2022	(44)	USD	(8,248,625)	158,125	0.02
S&P Midcap 400 Emini Index, 16/09/2022	(31)	USD	(6,948,805)	144,713	0.02
S&P/TSX 60 Index, 15/09/2022	(44)	CAD	(7,732,787)	159,168	0.02
SPI 200 Index, 15/09/2022	(64)	AUD	(7,135,321)	55,218	0.01
先物取引評価益合計				<b>2,652,366</b>	<b>0.31</b>
Australia 10 Year Bond, 15/09/2022	(443)	AUD	(36,354,731)	(23,558)	-
Canada 10 Year Bond, 20/09/2022	(410)	CAD	(39,299,974)	(70,039)	(0.01)
Euro-Bobl, 08/09/2022	(417)	EUR	(53,916,968)	(412,354)	(0.05)
Euro-Bund, 08/09/2022	(209)	EUR	(32,354,826)	(353,383)	(0.04)
Euro-Buxl 30 Year Bond, 08/09/2022	(103)	EUR	(17,525,076)	(269,685)	(0.03)

Euro-Schatz, 08/09/2022	(1,244)	EUR	(141,456,854)	(415,890)	(0.05)
Hang Seng China Enterprises Index, 28/07/2022	(8)	HKD	(386,867)	(7,196)	-
Long Gilt, 28/09/2022	(255)	GBP	(35,244,663)	(232,968)	(0.03)
TOPIX Index, 08/09/2022	(21)	JPY	(2,890,440)	(18,985)	-
US 2 Year Note, 30/09/2022	(697)	USD	(146,214,809)	(263,222)	(0.03)
US 5 Year Note, 30/09/2022	(553)	USD	(61,912,239)	(251,503)	(0.03)
US 10 Year Note, 21/09/2022	(365)	USD	(43,107,070)	(230,720)	(0.03)
US Long Bond, 21/09/2022	(178)	USD	(24,555,656)	(133,333)	(0.01)
先物取引評価損合計				<u>(2,682,836)</u>	<u>(0.31)</u>
先物取引純評価損益				<u>(30,470)</u>	<u>-</u>

#### 商品指数スワップ取引

想定元本	通貨	取引相手	銘柄	満期日	評価額 (米ドル)	評価益(損) (米ドル)	純資産比 (%)
128,775,326	USD	Goldman Sachs	Receive Spread of 0.00% on Notional Pay S&P GSCI EqualWgtSelctER	22/09/2022	4,760,814	4,760,814	0.56
<b>商品指数スワップ取引評価益合計</b>					<b>4,760,814</b>	<b>4,760,814</b>	<b>0.56</b>
128,474,389	USD	Goldman Sachs	Receive S&P GSCI Roll Weight Select Excess Return Index Pay Spread of 0.05% on Notional	22/09/2022	(4,998,937)	(4,998,937)	(0.59)
1,518,896	USD	Societe Generale	Receive BCOM Index Excess Return Pay Spread of 0.07% on Notional	09/09/2022	(165,330)	(165,330)	(0.02)
3,415,145	USD	Societe Generale	Receive BCOM Index Excess Return Pay Spread of 0.07% on Notional	20/07/2022	(269,746)	(269,746)	(0.03)
9,360,952	USD	Merrill Lynch	Receive BCOM Index Excess Return Pay Spread of 0.07% on Notional	11/08/2022	(494,148)	(494,148)	(0.06)
<b>商品指数スワップ取引評価損合計</b>					<b>(5,928,161)</b>	<b>(5,928,161)</b>	<b>(0.70)</b>
<b>商品指数スワップ取引純評価損益</b>					<b>(1,167,347)</b>	<b>(1,167,347)</b>	<b>(0.14)</b>

#### 金利スワップ取引

想定元本	通貨	取引相手	銘柄	満期日	評価額 (米ドル)	評価益(損) (米ドル)	純資産比 (%)
101,360,783	GBP	Citigroup	Pay fixed 0.569% Receive floating SONIA 1 day	12/08/2031	19,088,102	19,088,102	2.24
48,200,000	GBP	Citigroup	Pay fixed 0.74% Receive floating SONIA 1 day	20/12/2031	8,602,247	8,602,247	1.01
67,000,000	USD	Citigroup	Pay fixed 1.822% Receive floating SOFR 1 day	14/03/2032	5,819,551	5,819,551	0.68
21,500,000,000	JPY	Citigroup	Pay fixed 0.232% Receive floating TONAR 1 day	15/03/2032	3,271,860	3,271,860	0.39
<b>金利スワップ取引評価益合計</b>					<b>36,781,760</b>	<b>36,781,760</b>	<b>4.32</b>
188,026,748	AUD	Citigroup	Pay floating BBR 6 month Receive fixed 1.3%	11/08/2031	(27,677,379)	(27,677,379)	(3.25)
1,330,000,000	SEK	Citigroup	Pay floating STIBOR 3 month Receive fixed 1.51%	15/03/2032	(15,081,911)	(15,081,911)	(1.77)
90,136,251	AUD	Citigroup	Pay floating BBR 6 month Receive fixed 1.758%	14/10/2031	(11,300,392)	(11,300,392)	(1.33)
569,000,000	SEK	Citigroup	Pay floating STIBOR 3 month Receive fixed 1.088%	18/01/2032	(8,288,414)	(8,288,414)	(0.97)

444,000,000	DKK	Citigroup	Pay floating CIBOR 6 month Receive fixed 1.995%	30/05/2032	(3,555,305)	(3,555,305)	(0.42)
<b>金利スワップ取引評価損合計</b>					<b>(65,903,401)</b>	<b>(65,903,401)</b>	<b>(7.74)</b>
<b>金利スワップ取引純評価損益</b>					<b>(29,121,641)</b>	<b>(29,121,641)</b>	<b>(3.42)</b>

トータル・リターン・スワップ取引

取引内容	通貨	満期日	取引相手	エクイティ・リターン (米ドル)	評価益(損) (米ドル)	純資産比 (%)
Receive 1 D BBSW →+0.10%	AUD	11/01/2023	Barclays	(7,700,209)	766,990	0.09
Pay Performance of the underlying equity basket of 13 Securities						
Receive AUD-1M-BBSW-REUTR +0.00%	AUD	23/01/2023	UBS	(3,222,417)	506,474	0.06
Pay Performance of the underlying equity basket of 9 Securities						
Receive 1M BA +0.00%	CAD	15/03/2023	Bank of America	(3,929,379)	255,545	0.03
Pay Performance of the underlying equity basket of 8 Securities						
Receive CAD-1M-CDOR-BANKS +0.00%	CAD	23/01/2023	UBS	(21,173,899)	1,136,116	0.13
Pay Performance of the underlying equity basket of 20 Securities						
Receive Performance of the underlying equity basket of 1 Security	CHF	31/05/2023	Bank of America	168,063	795,651	0.09
Pay 1D SARON +0.00%	CHF	31/05/2023	Bank of America	(13,197,532)		
Receive 1D SARON +0.00%	CHF	31/05/2023	Bank of America			
Pay Performance of the underlying equity basket of 11 Securities						
Receive Performance of the underlying equity basket of 1 Security	CHF	23/01/2023	UBS	234,293	27,068	-
Pay CHF-1D-SARON-REUTR +0.00%	CHF	23/01/2023	UBS	(43,585)		
Receive CHF-1D-SARON-REUTR +0.00%	CHF	23/01/2023	UBS			
Pay Performance of the underlying equity basket of 1 Security						
Receive Performance of the underlying equity basket of 6 Securities	EUR	31/05/2023	Bank of America	857,650	2,901,410	0.34
Pay 1D ESTER +0.00%	EUR	31/05/2023	Bank of America	(49,181,749)		
Receive 1D ESTER +0.00%	EUR	31/05/2023	Bank of America			
Pay Performance of the underlying equity basket of 47 Securities						
Receive Performance of the underlying equity basket of 1 Security	GBP	31/05/2023	Bank of America	190,292	201,141	0.02
Pay 1D SONIA +0.00%	GBP	31/05/2023	Bank of America	(905,269)		
Receive 1D SONIA +0.00%	GBP	31/05/2023	Bank of America			
Pay Performance of the underlying equity basket of 4 Securities						
Receive Performance of the underlying equity basket of 1 Security	GBP	23/01/2023	UBS	108,707	2,224,238	0.26
Pay GBP-1D-SONIA-REUTR +0.00%	GBP	23/01/2023	UBS	(17,249,831)		
Receive GBP-1D-SONIA-REUTR +0.00%	GBP	23/01/2023	UBS			
Pay Performance of the underlying equity basket of 23 Securities						
Receive Performance of the underlying equity basket of 2 Securities	USD	15/11/2022	Bank of America	395,942	389,030	0.05
Pay 1D USONBFR +0.00%	USD	15/11/2022	Bank of America	(10,189,323)		
Receive 1D USONBFR +0.00%	USD	15/11/2022	Bank of America			
Pay Performance of the underlying equity basket of 58 Securities						
Receive Performance of the underlying equity basket of 240 Securities	USD	28/03/2023	Barclays	156,381,128	7,304,723	0.87
Pay 1 D USONBFR +0.17%	USD	28/03/2023	Barclays	(177,116,930)		
Receive 1 D USONBFR →+0.07%	USD	28/03/2023	Barclays			
Pay Performance of the underlying equity basket of 224 Securities						
Receive Performance of the underlying equity basket of 2 Securities	USD	23/01/2023	UBS	400,574	2,250,893	0.26
Pay USD-1D-ON-OBFR +0.00%	USD	23/01/2023	UBS	(42,316,964)		
Receive USD-1D-ON-OBFR +0.00%	USD	23/01/2023	UBS			
Pay Performance of the underlying equity basket of 126 Securities						
<b>トータル・リターン・スワップ取引評価益合計</b>					<b>18,759,279</b>	<b>2.20</b>
Receive 1M BBR →+0.35%	AUD	17/02/2023	Bank of America	(2,246,276)	(154,658)	(0.02)
Pay Performance of the underlying equity basket of 6 Securities						
Receive Performance of the underlying equity basket of 8 Securities	CHF	13/01/2023	Barclays	8,997,108	(419,811)	(0.05)
Pay 1 D SARON +0.12%	EUR	13/01/2023	Barclays	16,979,842	(1,257,801)	(0.15)
Receive Performance of the underlying equity basket of 27 Securities						
Pay 1 D EIBOR +0.12%	EUR	13/01/2023	Barclays	(2,750,291)		
Receive 1 D EIBOR →+0.15%	EUR	13/01/2023	Barclays			
Pay Performance of the underlying equity basket of 8 Securities						
Receive Performance of the underlying equity basket of 44 Securities	EUR	23/01/2023	UBS	35,184,448	(3,336,387)	(0.39)
Pay EUR-1D-ESTR-REUTR +0.00%	EUR	23/01/2023	UBS	(2,327,578)		
Receive EUR-1D-ESTR-REUTR +0.00%	EUR	23/01/2023	UBS			
Pay Performance of the underlying equity basket of 13 Securities						

Receive Performance of the underlying equity basket of 23 Securities	GBP	13/01/2023	Barclays	20,753,974	(740,086)	(0.09)
Pay 1 D SONIA +0.14%						
Receive 1 D SONIA →+0.15%	GBP	13/01/2023	Barclays	(1,462,161)		
Pay Performance of the underlying equity basket of 4 Securities						
Receive 1D TONAR +0.00%	JPY	15/11/2022	Bank of America	(3,108,734)	(196,185)	(0.02)
Pay Performance of the underlying equity basket of 20 Securities						
Receive Performance of the underlying equity basket of 65 Securities	JPY	11/01/2023	Barclays	35,914,383	(240,362)	(0.03)
Pay 1 D JPTONAT +0.10%						
Receive 1 D JPTONAT →+2.00%	JPY	11/01/2023	Barclays	(2,022,833)		
Pay Performance of the underlying equity basket of 4 Securities						
Receive Performance of the underlying equity basket of 2 Securities	JPY	23/01/2023	UBS	163,368	(3,335,919)	(0.39)
Pay JPY-1D-TONAR-REUTR +0.00%						
Receive JPY-1D-TONAR-REUTR +0.00%	JPY	23/01/2023	UBS	(81,524,045)		
Pay Performance of the underlying equity basket of 62 Securities						
<b>トータル・リターン・スワップ取引評価損合計</b>					<b>(9,681,209)</b>	<b>(1.14)</b>
<b>トータル・リターン・スワップ取引純評価損益</b>					<b>9,078,070</b>	<b>1.06</b>

「グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンドーJPM グローバル・マクロ・オポチュニティーズ  
(Iクラス) (円ヘッジ)」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

純資産計算書  
2021年12月31日現在

ユ ー ロ	
<b>資</b>	<b>産</b>
取 得 原 価	5,496,744,470
未 実 現 利 益 / ( 損 失 )	566,392,288
投 資 有 価 証 券 一 時 価	6,063,136,758
現 金 預 金 お よ び ブ ロ ー カ ー 預 託 金	208,550,414
証 券 発 行 未 収 金	11,790,997
未 収 配 当 金	456,561
未 収 利 息	1,826,312
未 収 還 付 税 額	1,242,303
未 収 報 酬 免 除 額	124,171
買 建 オ プ シ ョ ン 契 約 公 正 価 値	11,468,575
金 融 先 物 契 約 未 実 現 利 益	691,561
先 渡 為 替 契 約 未 実 現 利 益	70,128,515
そ の 他 資 産	2,523
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,369,418,690</b>

<b>負</b>	<b>債</b>
当 座 借 越	961
ブ ロ ー カ ー 未 払 金	1,097,769
証 券 買 戻 未 払 金	3,637,184
未 払 販 売 報 酬	455,832
未 払 運 用 お よ び 顧 問 報 酬	4,477,645
未 払 フ ァ ン ド ・ サ ー ビ ス 報 酬	473,726
売 建 オ プ シ ョ ン 契 約 公 正 価 値	4,009,111
金 融 先 物 契 約 未 実 現 損 失	911,959
先 渡 為 替 契 約 未 実 現 損 失	88,291,149
そ の 他 負 債*	1,594,880
<b>負 債 合 計</b>	<b>104,950,216</b>
<b>純 資 産 額 合 計</b>	<b>6,264,468,474</b>

\*その他負債は主に取締役報酬、監査および税務関連報酬、登録、発行、発送、印刷、法務ならびにマーケティング費用から構成されている。

損益および純資産変動計算書  
2021年12月31日をもって終了する会計年度

ユ ー ロ	
<b>期 首 現 在 純 資 産 額</b>	<b>4,838,544,364</b>
受 取 配 当 金 、 源 泉 課 税 控 除 後	36,117,396
受 取 利 息 、 源 泉 徴 収 税 控 除 後	(23,228,225)
証 券 貸 付 取 引 収 益	181,883
受 取 銀 行 利 息	884
<b>収 益 合 計</b>	<b>13,071,938</b>
<b>費 用</b>	

運用および顧問報酬	48,525,094
ファンド・サービス報酬	5,128,752
保管、支払代行、事務および所在地代行報酬	1,578,948
販売報酬	4,775,624
登録および名義書換代行報酬	427,904
税金	1,988,404
銀行その他の支払利息	2,109,295
その他の費用*	1,373,117
控除：報酬免除額	(1,751,217)
<b>費用合計</b>	<b>64,155,921</b>
<b>投資純利益（損失）</b>	<b>(51,083,983)</b>
実現純利益（損失）：	
売却投資証券	682,523,465
オプション契約	(71,520,712)
金融先物契約	(181,762,950)
先渡為替契約	(58,710,982)
通貨貨取引	(3,150,197)
<b>当期実現純利益（損失）</b>	<b>367,378,624</b>
未実現増価（減価）純増減：	
投資有価証券	56,334,979
オプション契約	(52,228,416)
金融先物契約	(576,161)
先渡為替契約	(39,235,402)
通貨貨取引	18,636,992
<b>当期末未実現増価（減価）純増減</b>	<b>(17,068,008)</b>
<b>事業活動による純資産増減</b>	<b>299,226,633</b>
設定	2,513,787,808
解約	(1,387,030,931)
<b>資本の増減による純資産増減</b>	<b>1,126,756,877</b>
支払配当金	(59,400)
<b>期末現在純資産額</b>	<b>6,264,468,474</b>

\*その他の費用は主に取締役報酬、監査および税務関連報酬、登録、発行、発送、印刷、法務ならびにマーケティング費用から構成されている。

投資有価証券明細表  
2021年12月31日現在

投資対象	通貨	株数/額面金額	時価（ユーロ）	純資産に 占める 割合(%)
<b>証券取引所に上場を承認されている譲渡性有価証券および短期金融市場商品</b>				
債券				
フランス				
France Treasury Bill BTF, Reg. S 0% 02/03/2022	EUR	299,795,384	300,180,621	4.79
France Treasury Bill BTF, Reg. S 0% 09/03/2022	EUR	301,127,697	301,565,838	4.81
France Treasury Bill BTF, Reg. S 0% 16/03/2022	EUR	304,267,250	304,764,727	4.87
			<b>906,511,186</b>	<b>14.47</b>
ドイツ				
Germany Treasury Bill, Reg. S 0% 23/03/2022	EUR	37,134,538	37,194,325	0.59
Germany Treasury Bill, Reg. S 0% 21/04/2022	EUR	297,834,774	298,436,400	4.77
			<b>335,630,725</b>	<b>5.36</b>
インド				
India Government Bond 7.27% 08/04/2026	INR	4,973,350,000	62,017,584	0.99



			<b>62,017,584</b>	<b>0.99</b>
ルーマニア				
Romania Government Bond, Reg. S 2.75% 26/02/2026	EUR	19,359,000	20,840,680	0.33
Romania Government Bond, Reg. S 3.624% 26/05/2030	EUR	18,491,000	20,088,141	0.32
			<b>40,928,821</b>	<b>0.65</b>
債券合計			<b>1,345,088,316</b>	<b>21.47</b>
株式				
デンマーク				
Orsted A/S, Reg. S	DKK	762,300	85,646,573	1.37
			<b>85,646,573</b>	<b>1.37</b>
フランス				
LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton SE	EUR	139,693	101,521,888	1.62
			<b>101,521,888</b>	<b>1.62</b>
香港				
AIA Group Ltd.	HKD	8,834,200	78,515,010	1.25
			<b>78,515,010</b>	<b>1.25</b>
インド				
Axis Bank Ltd.	INR	6,120,470	49,267,386	0.79
HDFC Bank Ltd.	INR	4,513,043	79,117,450	1.26
			<b>128,384,836</b>	<b>2.05</b>
インドネシア				
Bank Rakyat Indonesia Persero Tbk. PT	IDR	168,279,400	42,696,159	0.68
			<b>42,696,159</b>	<b>0.68</b>
アイルランド				
Allegion plc	USD	542,839	62,876,931	1.00
			<b>62,876,931</b>	<b>1.00</b>
イタリア				
UniCredit SpA	EUR	4,610,539	62,482,025	1.00
			<b>62,482,025</b>	<b>1.00</b>
日本				
Keyence Corp.	JPY	93,900	52,028,868	0.83
			<b>52,028,868</b>	<b>0.83</b>
ロシア				
Sberbank of Russia PJSC, ADR	USD	3,332,168	47,072,404	0.75
			<b>47,072,404</b>	<b>0.75</b>
スウェーデン				
Volvo AB 'B'	SEK	3,641,871	74,175,989	1.19
			<b>74,175,989</b>	<b>1.19</b>
イギリス				
AstraZeneca plc	GBP	1,013,906	104,803,245	1.67
Atlassian Corp. plc 'A'	USD	173,469	58,819,783	0.94
			<b>163,623,028</b>	<b>2.61</b>
アメリカ				
Adobe, Inc.	USD	176,731	88,411,462	1.41
Alphabet, Inc. 'A'	USD	49,829	127,930,881	2.04
Amazon.com, Inc.	USD	41,445	123,001,645	1.96
Arthur J Gallagher & Co.	USD	211,112	31,407,745	0.50
Burlington Stores, Inc.	USD	201,405	51,834,651	0.83
DR Horton, Inc.	USD	466,963	44,165,502	0.71
East West Bancorp, Inc.	USD	546,223	38,140,945	0.61

Eli Lilly & Co.	USD	292,023	71,521,670	1.14
Estee Lauder Cos., Inc. (The) 'A'	USD	268,285	87,064,088	1.39
Huntington Bancshares, Inc.	USD	2,942,831	40,119,610	0.64
Lennar Corp. 'A'	USD	408,603	41,430,137	0.66
Lululemon Athletica, Inc.	USD	228,607	80,115,634	1.28
Mastercard, Inc. 'A'	USD	283,350	90,329,399	1.44
Microsoft Corp.	USD	470,688	139,986,926	2.24
Netflix, Inc.	USD	170,564	91,496,331	1.46
NIKE, Inc. 'B'	USD	693,981	102,012,848	1.63
NVIDIA Corp.	USD	119,373	31,288,085	0.50
PayPal Holdings, Inc.	USD	517,973	87,235,974	1.39
salesforce.com, Inc.	USD	370,765	83,317,374	1.33
ServiceNow, Inc.	USD	161,278	93,204,947	1.49
Signature Bank	USD	253,472	72,043,270	1.15
Thermo Fisher Scientific, Inc.	USD	237,596	139,656,092	2.23
TJX Cos., Inc. (The)	USD	769,291	51,285,842	0.82
Walt Disney Co. (The)	USD	690,339	94,704,207	1.51
			<b>1,901,705,265</b>	<b>30.36</b>
株式合計			<b>2,800,728,976</b>	<b>44.71</b>
証券取引所に上場を承認されている譲渡性有価証券および短期 金融市場商品合計			<b>4,145,817,292</b>	<b>66.18</b>
その他の規制市場で取引される譲渡性有価証券および短期金融市場商品 債券				
日本				
Japan Treasury Bill 0% 06/01/2022	JPY	37,241,750,000	285,274,351	4.55
Japan Treasury Bill 0% 21/02/2022	JPY	27,985,900,000	214,404,477	3.42
Japan Treasury Bill 0% 28/02/2022	JPY	35,674,100,000	273,311,243	4.36
Japan Treasury Bill 0% 07/03/2022	JPY	38,412,300,000	294,296,220	4.70
Japan Treasury Bill 0% 28/03/2022	JPY	39,035,700,000	299,093,216	4.78
			<b>1,366,379,507</b>	<b>21.81</b>
債券合計			<b>1,366,379,507</b>	<b>21.81</b>
その他の規制市場で取引される譲渡性有価証券および短期金融市場商品合計			<b>1,366,379,507</b>	<b>21.81</b>
他の譲渡性有価証券および短期金融市場商品 株式				
バミューダ				
China Hongxing Sports*	SGD	7,500,000	0	0.00
			<b>0</b>	<b>0.00</b>
株式合計			<b>0</b>	<b>0.00</b>
他の譲渡性有価証券および短期金融市場商品合計			<b>0</b>	<b>0.00</b>
UCITSと認められたユニットまたは他の集団投資事業 集団投資スキーム - UCITS ルクセンブルク				
JPMorgan EUR Liquidity LVNAV Fund - JPM EUR Liquidity LVNAV X (flex dist.) X†	EUR	55,888	550,939,959	8.80
			<b>550,939,959</b>	<b>8.80</b>
集団投資スキーム - UCITS合計			<b>550,939,959</b>	<b>8.80</b>
UCITSと認められたユニットまたは他の集団投資事業合計			<b>550,939,959</b>	<b>8.80</b>
投資有価証券合計			<b>6,063,136,758</b>	<b>96.79</b>
現金			<b>207,451,684</b>	<b>3.31</b>
その他の資産 / (負債)			<b>(6,119,968)</b>	<b>(0.10)</b>

## 純資産合計

6,264,468,474

100.00

\* 有価証券は取締役会の指示により公正価値で評価されている。  
† 利害関係人のファンド

## 先渡為替契約明細表

買建通貨	買建額	売建通貨	売建額	満期日	カウンターパーティー	未実現損益 (ユーロ)	純資産に 占める割合 (%)
AUD	80,956	EUR	51,701	19/01/2022	BNP Paribas	109	—
AUD	662,535	EUR	419,763	19/01/2022	Goldman Sachs	4,249	—
AUD	2,449	EUR	1,567	19/01/2022	HSBC	1	—
AUD	151,861	EUR	96,016	19/01/2022	RBC	1,172	—
AUD	10,794,812	EUR	6,798,609	19/01/2022	Standard Chartered	109,903	—
AUD	95,279,414	USD	68,002,509	24/01/2022	Merrill Lynch	1,050,026	0.02
BRL	1,371,266,225	USD	243,237,540	03/01/2022	Citibank	2,589,109	0.04
BRL	9,566,954	USD	1,699,330	03/01/2022	HSBC	16,012	—
BRL	176,447,506	USD	30,980,705	24/01/2022	HSBC	475,784	0.01
BRL	332,700,904	USD	58,433,461	24/01/2022	Standard Chartered	881,485	0.01
BRL	1,349,988,414	USD	232,946,976	02/02/2022	Citibank	6,733,280	0.11
CHF	254,334	EUR	244,096	19/01/2022	Barclays	1,283	—
CHF	41,218	EUR	39,608	19/01/2022	HSBC	158	—
CHF	364,143	EUR	349,737	19/01/2022	RBC	1,583	—
CHF	36,747,121	EUR	35,314,313	19/01/2022	Standard Chartered	138,890	—
CHF	699,087	EUR	670,937	19/01/2022	State Street	3,535	—
CNH	7,996,674	EUR	1,106,020	19/01/2022	HSBC	1,332	—
CNH	1,758,999,160	USD	272,761,257	22/02/2022	BNP Paribas	2,650,503	0.04
CZK	7,993,935	EUR	318,148	19/01/2022	Barclays	2,861	—
CZK	514,228	EUR	20,544	19/01/2022	BNP Paribas	105	—
CZK	707,208	EUR	28,052	19/01/2022	Citibank	347	—
CZK	1,124,752,251	EUR	44,323,330	19/01/2022	HSBC	842,852	0.01
EUR	982	AUD	1,531	19/01/2022	RBC	3	—
EUR	14,011	CHF	14,500	04/01/2022	BNP Paribas	22	—
EUR	10,409	CNH	75,123	19/01/2022	HSBC	6	—
EUR	39,401	HUF	14,502,780	19/01/2022	Barclays	232	—
EUR	73,289	HUF	26,895,521	19/01/2022	BNP Paribas	651	—
EUR	18,816	JPY	2,420,000	19/01/2022	BNP Paribas	282	—
EUR	42,842	JPY	5,500,000	19/01/2022	RBC	720	—
EUR	154,472	JPY	20,000,000	19/01/2022	Standard Chartered	1,301	—
EUR	4,348,793	JPY	556,602,677	19/01/2022	State Street	86,008	—
EUR	167,672,101	JPY	21,543,685,281	24/01/2022	BNP Paribas	2,688,307	0.04
EUR	41,629,521	JPY	5,335,996,248	24/01/2022	State Street	765,904	0.01
EUR	113,677	SEK	1,168,270	19/01/2022	BNP Paribas	174	—
EUR	9,079	SEK	92,911	19/01/2022	RBC	52	—
EUR	140,834	SEK	1,446,397	19/01/2022	Standard Chartered	308	—
EUR	13,591,053	SEK	137,169,646	24/01/2022	HSBC	265,142	—
EUR	1,396,000	USD	1,578,427	03/01/2022	Citibank	4,555	—
EUR	205,117,506	USD	231,245,476	03/01/2022	Deutsche Bank	1,265,637	0.02
EUR	4,417,195	USD	4,988,600	03/01/2022	HSBC	19,550	—
EUR	13,721	USD	15,496	03/01/2022	State Street	61	—
EUR	387,994	USD	439,176	04/01/2022	Merrill Lynch	844	—
EUR	8,128	USD	9,200	05/01/2022	Merrill Lynch	18	—
EUR	4,292,224	USD	4,841,020	19/01/2022	HSBC	25,992	—
EUR	75,672	USD	85,490	19/01/2022	RBC	333	—
EUR	4,602,851	USD	5,190,209	19/01/2022	Standard Chartered	28,891	—
EUR	314,520,129	USD	355,824,909	24/01/2022	BNP Paribas	976,156	0.02

EUR	25,658,936	USD	29,039,014	24/01/2022	Goldman Sachs	70,487	—
EUR	5,506,319	USD	6,193,606	24/01/2022	HSBC	48,669	—
EUR	15,537,818	USD	17,598,460	24/01/2022	RBC	30,498	—
EUR	60,136,104	USD	68,000,000	24/01/2022	Standard Chartered	216,212	—
EUR	29,194,833	USD	33,000,000	24/01/2022	State Street	116,062	—
EUR	2,679,051	USD	3,030,341	02/02/2022	HSBC	9,293	—
GBP	307,831	EUR	361,108	19/01/2022	Barclays	5,516	—
GBP	897,787	EUR	1,050,140	19/01/2022	BNP Paribas	19,118	—
GBP	383,779	EUR	454,745	19/01/2022	HSBC	2,334	—
GBP	4,108,119	EUR	4,835,257	19/01/2022	RBC	57,483	—
GBP	892,847	EUR	1,045,313	19/01/2022	Standard Chartered	18,061	—
GBP	224,481,630	EUR	262,667,311	19/01/2022	State Street	4,688,704	0.08
GBP	2,218,087	EUR	2,586,943	24/01/2022	RBC	54,472	—
HUF	54,425,886	EUR	146,549	19/01/2022	Barclays	442	—
HUF	6,217,988	EUR	16,762	19/01/2022	Citibank	31	—
HUF	5,859,403	EUR	15,801	19/01/2022	Standard Chartered	24	—
INR	4,074,191,076	USD	53,546,614	24/01/2022	Goldman Sachs	946,810	0.02
INR	5,601,476,632	USD	74,373,549	24/01/2022	Standard Chartered	637,333	0.01
PLN	5,833	EUR	1,258	19/01/2022	Citibank	12	—
PLN	874,031	EUR	188,076	19/01/2022	HSBC	2,244	—
SEK	11,204	EUR	1,087	19/01/2022	Barclays	2	—
SEK	1,511,153	EUR	146,387	19/01/2022	HSBC	430	—
SGD	52,627	EUR	34,267	03/01/2022	HSBC	131	—
SGD	2,000	EUR	1,292	19/01/2022	Goldman Sachs	14	—
SGD	31,024,066	EUR	20,020,177	19/01/2022	HSBC	248,501	—
SGD	10,700	EUR	6,927	19/01/2022	Merrill Lynch	63	—
SGD	247,972	EUR	160,894	19/01/2022	RBC	1,111	—
USD	523,186,155	AUD	716,781,733	24/01/2022	BNP Paribas	2,328,565	0.04
USD	92,788,382	BRL	509,148,410	24/01/2022	Goldman Sachs	1,616,005	0.03
USD	107,641,299	DKK	698,428,957	24/01/2022	Goldman Sachs	928,797	0.02
USD	3,061,987	EUR	2,693,998	19/01/2022	RBC	4,431	—
USD	18,726,160	EUR	16,320,317	24/01/2022	Goldman Sachs	180,705	—
USD	269,170,903	EUR	236,468,876	24/01/2022	State Street	717,764	0.01
USD	99,548,953	HKD	775,597,841	24/01/2022	HSBC	81,110	—
USD	1,642,523,991	JPY	187,221,257,459	24/01/2022	HSBC	13,590,923	0.22
USD	82,257,796	RUB	6,017,486,782	24/01/2022	Goldman Sachs	2,039,014	0.03
USD	84,820,944	SEK	740,286,496	24/01/2022	Citibank	2,823,896	0.05
USD	230,632,870	ZAR	3,560,095,105	24/01/2022	Barclays	7,500,531	0.12
USD	175,227,330	ZAR	2,689,672,304	24/01/2022	Citibank	6,532,776	0.11
USD	59,983,626	ZAR	954,309,491	24/01/2022	Goldman Sachs	389,916	0.01
USD	9,951,293	ZAR	157,992,698	24/01/2022	HSBC	82,687	—
ZAR	1,706,149,404	USD	104,806,555	24/01/2022	Goldman Sachs	1,447,995	0.02
ZAR	2,688,102,201	USD	166,519,964	24/01/2022	Toronto-Dominion Bank	1,053,615	0.02
<b>先渡為替契約未實現利益合計 - 資產</b>						<b>70,128,515</b>	<b>1.12</b>
AUD	335,085,540	USD	245,932,759	24/01/2022	BNP Paribas	(2,278,574)	(0.04)
AUD	95,629,923	USD	69,784,502	24/01/2022	Citibank	(295,920)	(0.01)
AUD	191,476,200	USD	140,076,616	24/01/2022	Goldman Sachs	(900,685)	(0.02)
CHF	14,500	EUR	14,012	19/01/2022	BNP Paribas	(22)	—
EUR	2,215	AUD	3,518	19/01/2022	BNP Paribas	(36)	—
EUR	35,834	AUD	56,698	19/01/2022	Merrill Lynch	(452)	—
EUR	42,144	AUD	66,856	19/01/2022	Standard Chartered	(643)	—
EUR	2,649,077	AUD	4,189,344	24/01/2022	Merrill Lynch	(31,808)	—
EUR	96,284	CHF	99,871	03/01/2022	RBC	(62)	—
EUR	1,624	CHF	1,691	19/01/2022	Goldman Sachs	(8)	—
EUR	1,569	CHF	1,632	19/01/2022	RBC	(6)	—
EUR	429,643	CHF	447,295	19/01/2022	Standard Chartered	(1,902)	—
EUR	15,781	CZK	393,526	03/01/2022	Citibank	(49)	—
EUR	11,221	CZK	279,703	04/01/2022	BNP Paribas	(30)	—

EUR	334,896	CZK	8,470,779	19/01/2022	Barclays	(5,261)	—
EUR	68,924	CZK	1,742,471	19/01/2022	HSBC	(1,048)	—
EUR	147,739	GBP	124,382	04/01/2022	RBC	(450)	—
EUR	2,587	GBP	2,202	19/01/2022	RBC	(36)	—
EUR	1,590,842	GBP	1,352,923	19/01/2022	Standard Chartered	(20,480)	—
EUR	1,563,381	GBP	1,335,935	19/01/2022	State Street	(27,708)	—
EUR	18,075,291	GBP	15,420,975	24/01/2022	State Street	(288,826)	(0.01)
EUR	146,797	HUF	54,425,886	03/01/2022	Barclays	(462)	—
EUR	5,814	HUF	2,151,325	03/01/2022	Standard Chartered	(7)	—
EUR	1,857	PLN	8,645	19/01/2022	HSBC	(26)	—
EUR	1,418	SEK	14,650	19/01/2022	HSBC	(5)	—
EUR	1,110	SGD	1,700	04/01/2022	HSBC	(1)	—
EUR	85,278	SGD	131,639	19/01/2022	Citibank	(724)	—
EUR	2,006	SGD	3,097	19/01/2022	Goldman Sachs	(18)	—
EUR	1,926,527	SGD	2,972,056	19/01/2022	HSBC	(15,180)	—
EUR	1,939,154	USD	2,200,652	03/01/2022	HSBC	(807)	—
EUR	2,694,925	USD	3,061,987	03/01/2022	RBC	(4,336)	—
EUR	4,495,400,163	USD	5,154,688,808	24/01/2022	Citibank	(46,782,154)	(0.75)
GBP	184,049	EUR	219,472	19/01/2022	HSBC	(271)	—
HUF	1,531,564,403	EUR	4,172,826	19/01/2022	Citibank	(36,443)	—
HUF	10,910,214	EUR	29,562	19/01/2022	HSBC	(97)	—
HUF	26,781,471	EUR	72,569	19/01/2022	Merrill Lynch	(238)	—
JPY	352,515,124	EUR	2,722,715	19/01/2022	BNP Paribas	(22,951)	—
JPY	51,577,207,657	EUR	401,116,839	19/01/2022	Goldman Sachs	(6,108,783)	(0.10)
JPY	370,000,000	EUR	2,884,675	19/01/2022	HSBC	(51,001)	—
JPY	10,872,080	EUR	84,851	19/01/2022	Merrill Lynch	(1,586)	—
JPY	2,111,835	EUR	16,468	19/01/2022	RBC	(294)	—
JPY	208,968,375	EUR	1,613,716	19/01/2022	State Street	(13,315)	—
JPY	18,376,823,148	EUR	141,434,941	24/01/2022	Barclays	(703,308)	(0.01)
JPY	11,587,100,000	USD	102,125,302	24/01/2022	Barclays	(1,255,028)	(0.02)
JPY	39,109,819,415	USD	343,680,584	24/01/2022	HSBC	(3,335,613)	(0.05)
RUB	1,439,088,317	USD	19,373,833	24/01/2022	HSBC	(224,861)	—
SEK	92,911	EUR	9,081	03/01/2022	RBC	(52)	—
SEK	223,410,645	EUR	21,741,192	19/01/2022	Goldman Sachs	(35,624)	—
SEK	15,000	EUR	1,463	19/01/2022	Standard Chartered	(6)	—
SEK	83,049,132	EUR	8,230,706	24/01/2022	BNP Paribas	(162,555)	—
SEK	38,909,359	EUR	3,834,010	24/01/2022	Standard Chartered	(54,000)	—
USD	348,020,913	AUD	488,235,924	24/01/2022	Citibank	(5,769,391)	(0.09)
USD	234,702,748	BRL	1,350,936,479	03/01/2022	Citibank	(6,895,535)	(0.11)
USD	5,287,265	BRL	29,896,700	03/01/2022	HSBC	(70,432)	—
USD	1,388,188	BRL	7,978,068	02/02/2022	Citibank	(29,630)	—
USD	1,615,000	BRL	9,329,936	02/02/2022	HSBC	(42,064)	—
USD	244,960,012	EUR	217,952,649	03/01/2022	HSBC	(2,010,884)	(0.03)
USD	7,443,557	EUR	6,569,031	19/01/2022	BNP Paribas	(9,269)	—
USD	630,401	EUR	557,135	19/01/2022	Merrill Lynch	(1,584)	—
USD	2,305,852	EUR	2,039,911	19/01/2022	RBC	(7,839)	—
USD	880,787,076	EUR	777,416,355	19/01/2022	Standard Chartered	(1,207,725)	(0.02)
USD	7,008,927	EUR	6,201,564	19/01/2022	State Street	(24,827)	—
USD	115,497,706	EUR	101,952,613	24/01/2022	Barclays	(178,935)	—
USD	30,845,278	EUR	27,249,608	24/01/2022	BNP Paribas	(69,523)	—
USD	22,687,905	EUR	20,062,346	24/01/2022	Goldman Sachs	(70,334)	—
USD	40,668,483	EUR	36,045,076	24/01/2022	HSBC	(209,031)	—
USD	75,714,421	EUR	66,992,612	24/01/2022	Merrill Lynch	(274,966)	(0.01)
USD	52,081,963	EUR	46,166,242	24/01/2022	RBC	(272,924)	—
USD	14,652,129	EUR	12,959,347	24/01/2022	Standard Chartered	(48,259)	—
USD	67,000,000	EUR	59,292,421	24/01/2022	State Street	(253,704)	—
USD	231,245,476	EUR	205,000,548	02/02/2022	Deutsche Bank	(1,271,206)	(0.02)
USD	1,733,636	EUR	1,532,981	02/02/2022	HSBC	(5,632)	—

USD	100,053,317	GBP	74,637,134	24/01/2022	Standard Chartered	(717,403)	(0.01)
USD	22,937,533	IDR	329,272,877,760	24/01/2022	BNP Paribas	(145,024)	—
USD	20,892,022	IDR	300,218,359,627	24/01/2022	Standard Chartered	(151,207)	—
USD	343,866,584	INR	25,782,841,408	24/01/2022	BNP Paribas	(1,580,804)	(0.03)
USD	271,715,236	TWD	7,539,554,356	22/02/2022	Goldman Sachs	(1,092,558)	(0.02)
USD	109,349,232	ZAR	1,764,367,716	24/01/2022	Citibank	(645,836)	(0.01)
USD	44,996,362	ZAR	726,293,394	24/01/2022	Goldman Sachs	(280,586)	(0.01)
ZAR	414,871,451	EUR	23,123,571	24/01/2022	Citibank	(314,715)	(0.01)
ZAR	1,645,898,842	USD	104,932,639	24/01/2022	Goldman Sachs	(1,975,570)	(0.03)
<b>先渡為替契約未実現損失合計 - 負債</b>						<b>(88,291,149)</b>	<b>(1.41)</b>
<b>先渡為替契約未実現純損失 - 負債</b>						<b>(18,162,634)</b>	<b>(0.29)</b>

### 金融先物契約

証券名	契約数	通貨	グローバルエクスポージャー (ユーロ)	未実現損益 (ユーロ)	純資産に 占める割合(%)
S&P 500 Emini Index, 18/03/2022	(2,723)	USD	(572,157,556)	615,107	0.01
XAV Health Care Index, 18/03/2022	627	USD	79,042,418	76,454	—
<b>金融先物契約未実現利益合計</b>				<b>691,561</b>	<b>0.01</b>
Australia 3 Year Bond, 15/03/2022	9,705	AUD	709,181,792	(593,749)	(0.01)
EURO STOXX 50 Index, 18/03/2022	(5,748)	EUR	(246,445,500)	—	—
MSCI Emerging Markets Index, 18/03/2022	(2,556)	USD	(139,068,323)	(123,927)	—
STOXX 600 Utilities Index, 18/03/2022	8,757	EUR	176,716,260	—	—
US 5 Year Note, 31/03/2022	(4,249)	USD	(453,063,737)	(190,201)	—
US 10 Year Note, 22/03/2022	(593)	USD	(68,174,281)	(4,082)	—
<b>金融先物契約未実現損失合計</b>				<b>(911,959)</b>	<b>(0.01)</b>
<b>金融先物契約未実現純損失</b>				<b>(220,398)</b>	<b>—</b>

### 買建オプション契約

数量	証券名	通貨	カウンターパーティー	グローバルエクスポージャー (ユーロ)	時価 (ユーロ)	純資産に 占める割合 (%)
2,696	Advanced Micro Devices, Inc., Put, 130,000, 21/01/2022	USD	Goldman Sachs	34,114,887	325,598	—
1,089	Boeing Co. (The), Call, 300,000, 21/01/2022	USD	Goldman Sachs	790,427	2,400	—
1,228	Compass Group plc, Call, 1,700,000, 18/03/2022	GBP	Goldman Sachs	4,274,103	720,547	0.01
21,162	Ford Motor Co., Put, 18,000, 21/01/2022	USD	Goldman Sachs	38,650,619	195,879	—
487,103,000	Foreign Exchange AUD/USD, Call, 0.720, 07/01/2022	AUD	Citibank	517,063,926	2,909,430	0.05
2,453	Heineken NV, Call, 95,000, 18/03/2022	EUR	Goldman Sachs	10,864,160	1,508,595	0.02
4,170	Las Vegas Sands Corp., Call, 72,500, 21/01/2022	USD	Goldman Sachs	262,242	3,676	—
1,730	Marriott International, Inc., Call, 170,000, 21/01/2022	USD	Goldman Sachs	7,448,190	366,777	0.01
1,365	Nvidia Corp., Put, 275,000, 21/01/2022	USD	Goldman Sachs	35,688,421	553,518	0.01
3,237	Planet Fitness, Inc., Call, 95,000, 21/01/2022	USD	Goldman Sachs	4,537,858	442,299	0.01
1,891	S&P 500 Index, Put, 4,625,000, 05/01/2022	USD	Goldman Sachs	769,071,142	312,561	—
1,820	Safran SA, Call, 140,000, 18/03/2022	EUR	Goldman Sachs	1,802,659	41,860	—
4,304	Standard Chartered plc, Call, 520,000, 20/05/2022	GBP	Goldman Sachs	9,378,304	384,584	0.01
206	Tesla, Inc., Put, 1,150,000, 21/01/2022	USD	Goldman Sachs	19,143,223	1,996,659	0.03
2,450	Vinci SA, Call, 100,000, 18/03/2022	EUR	Goldman Sachs	6,214,285	360,150	0.01
7,158	Wells Fargo & Co., Call, 52,500, 17/06/2022	USD	Goldman Sachs	14,586,877	1,344,042	0.02
<b>買建オプション契約時価合計</b>					<b>11,468,575</b>	<b>0.18</b>

売建オプション契約

数量	証券名	通貨	カウンターパーティー	グローバルエクスポジ ヤー (ユーロ)	時価 (ユーロ)	純資産に 占める割合(%)
(1,891)	S&P 500 Index, Call, 05/01/2022	USD	Goldman Sachs	794,013,989	(4,009,111)	(0.06)
<b>売建オプション契約時価合計</b>					<b><u>(4,009,111)</u></b>	<b><u>(0.06)</u></b>

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年6月16日から2023年12月15日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。



## 独立監査人の中間監査報告書

2024年2月9日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ/JPMオルタナティブ戦略オープン（ダイワ投資一任専用）の2023年6月16日から2023年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワ/JPMオルタナティブ戦略オープン（ダイワ投資一任専用）の2023年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年6月16日から2023年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワ／JPMオルタナティブ戦略オープン（ダイワ投資一任専用）

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在 金額（円）	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		26,375,057
投資証券		2,053,455,456
流動資産合計		2,079,830,513
資産合計		2,079,830,513
負債の部		
流動負債		
未払解約金		2,898,529
未払受託者報酬		206,249
未払委託者報酬		4,125,727
その他未払費用		77,268
流動負債合計		7,307,773
負債合計		7,307,773
純資産の部		
元本等		
元本	※1	2,218,910,385
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	※2	△146,387,645
（分配準備積立金）		16,237,283
元本等合計		2,072,522,740
純資産合計		2,072,522,740
負債純資産合計		2,079,830,513

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日 金 額 (円)
営業収益	
受取利息	35
有価証券売買等損益	△3,039,909
営業収益合計	△3,039,874
営業費用	
支払利息	10,264
受託者報酬	206,249
委託者報酬	4,125,727
その他費用	77,268
営業費用合計	4,419,508
営業利益又は営業損失 (△)	△7,459,382
経常利益又は経常損失 (△)	△7,459,382
中間純利益又は中間純損失 (△)	△7,459,382
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	1,499,648
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△112,268,760
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,457,219
中間一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	7,457,219
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,617,074
中間追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	32,617,074
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	△146,387,645

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の 1 口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. ※1 期首元本額	1,724,872,686 円
期中追加設定元本額	610,791,459 円
期中一部解約元本額	116,753,760 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	2,218,910,385 口
3. ※2 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 146,387,645 円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023 年 6 月 16 日 至 2023 年 12 月 15 日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2023 年 12 月 15 日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

区分	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
	(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2023年12月15日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2023年12月15日現在
1口当たり純資産額	0.9340円
(1万口当たり純資産額)	(9,340円)

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2023年12月29日

I 資産総額	2,097,606,652 円
II 負債総額	5,153,615 円
III 純資産総額 (I - II)	2,092,453,037 円
IV 発行済数量	2,245,936,108 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	0.9317 円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等  
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典  
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行  
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
  - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
  - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。  
受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。
- (8) 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約



款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

2023年12月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### ② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

##### ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

##### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

##### ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2023年12月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	90	293,196
追加型株式投資信託	790	25,470,735
株式投資信託 合計	880	25,763,932
単位型公社債投資信託	101	170,879
追加型公社債投資信託	14	1,533,421
公社債投資信託 合計	115	1,704,299
総合計	995	27,468,231

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第64期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第65期事業年度に係る中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬 友未
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井 康治

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,168	1,982
有価証券	486	346
前払費用	332	393
未収委託者報酬	13,811	12,525
未収収益	52	47
関係会社短期貸付金	24,900	22,100
その他	45	59
流動資産計	42,799	37,455
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	4	3
器具備品	198	193
無形固定資産	1,770	1,482
ソフトウェア	1,738	1,351
ソフトウェア仮勘定	31	131
投資その他の資産	16,617	13,824
投資有価証券	10,755	8,260
関係会社株式	3,705	3,475
出資金	177	177
長期差入保証金	1,067	1,066
繰延税金資産	885	824
その他	26	20
固定資産計	18,591	15,503
資産合計	61,390	52,959

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	65	101
未払金	9,856	5,874
未払収益分配金	26	38
未払償還金	12	12
未払手数料	4,917	4,525
その他未払金	※2 4,900	※2 1,297
未払費用	4,246	3,987
未払法人税等	980	560
未払消費税等	1,016	327
賞与引当金	866	692
その他	2	2
流動負債計	17,033	11,545
固定負債		
退職給付引当金	2,399	2,276
役員退職慰労引当金	13	51
その他	1	0
固定負債計	2,415	2,329
負債合計	19,449	13,874
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,925	11,505
利益剰余金合計	14,299	11,879
株主資本合計	40,969	38,549
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	971	534
評価・換算差額等合計	971	534
純資産合計	41,941	39,084
負債・純資産合計	61,390	52,959



## (2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	74,402	69,845
その他営業収益	545	559
営業収益計	74,948	70,405
営業費用		
支払手数料	31,234	29,405
広告宣伝費	650	662
調査費	9,104	9,638
調査費	1,252	1,469
委託調査費	7,851	8,169
委託計算費	1,729	1,783
営業雑経費	2,051	1,658
通信費	189	181
印刷費	468	468
協会費	46	51
諸会費	15	17
その他営業雑経費	1,331	939
営業費用計	44,768	43,147
一般管理費		
給料	5,948	5,788
役員報酬	306	317
給料・手当	4,281	4,369
賞与	493	409
賞与引当金繰入額	866	692
福利厚生費	867	874
交際費	46	66
旅費交通費	48	95
租税公課	527	476
不動産賃借料	1,300	1,300
退職給付費用	408	488
役員退職慰労引当金繰入額	10	38
固定資産減価償却費	606	625
諸経費	1,864	2,193
一般管理費計	11,628	11,946
営業利益	18,551	15,310

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	327	286
有価証券償還益	40	150
その他	264	171
営業外収益計	631	608
営業外費用		
投資有価証券売却損	59	244
有価証券償還損	0	2
その他	34	31
営業外費用計	93	277
経常利益	19,089	15,642
特別損失		
関係会社整理損失	-	229
投資有価証券評価損	331	257
特別損失計	331	486
税引前当期純利益	18,757	15,155
法人税、住民税及び事業税	5,950	4,589
法人税等調整額	69	248
法人税等合計	6,019	4,838
当期純利益	12,738	10,317

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 9,388	△ 9,388	△ 9,388
当期純利益	-	-	-	12,738	12,738	12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,350	3,350	3,350
当期末残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	947	947	38,566
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 9,388
当期純利益	-	-	12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	24	24	24
当期変動額合計	24	24	3,374
当期末残高	971	971	41,941

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737
当期純利益	-	-	-	10,317	10,317	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419
当期末残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	971	971	41,941
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 12,737
当期純利益	-	-	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 436	△ 436	△ 436
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856
当期末残高	534	534	39,084

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	15～18年
器具備品	4～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	37百万円	38百万円
器具備品	283百万円	296百万円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
未払金	4,694百万円	1,178百万円

3 保証債務

前事業年度(2022年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management(Singapore)Ltd. の債務 1,900 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2023年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management(Singapore)Ltd. の債務 2,112 百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	9,388	3,599	2021年 3月31日	2021年 6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①剰余金の配当の総額 12,737百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 4,883円
- ④基準日 2022年3月31日
- ⑤効力発生日 2022年6月24日

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	12,737	4,883	2022年 3月31日	2022年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①剰余金の配当の総額 10,316百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 3,955円
- ④基準日 2023年3月31日
- ⑤効力発生日 2023年6月27日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①市場リスクの管理

###### (i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

###### (ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

##### ②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。



## 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2022年3月31日）

### （1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	66	—	—	66
資産合計	66	—	—	66

当事業年度（2023年3月31日）

### （1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882	—	7,939
資産合計	57	7,882	—	7,939

### （2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式等	666	666
子会社株式	1,677	1,448
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2022年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,677百万円) 及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度 (2023年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,448百万円) 及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	66	55	11
(2) その他	6,755	4,917	1,838
小計	6,822	4,972	1,850
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,753	4,208	△454
小計	3,753	4,208	△454
合計	10,575	9,180	1,395

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額 666百万円) については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	57	55	1
（２）その他	5,084	3,923	1,161
小計	5,141	3,978	1,163
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,798	3,190	△392
小計	2,798	3,190	△392
合計	7,939	7,168	△771

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	1,719	327	59
合計	1,719	327	59

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	2,359	296	244
合計	2,359	296	244

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について331百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

## 2. 確定給付制度

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,452百万円	2,399百万円
勤務費用	152	150
退職給付の支払額	△ 303	△ 322
その他	98	48
退職給付債務の期末残高	2,399	2,276

### (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,399 百万円	2,276 百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,399	2,276
退職給付引当金	2,399	2,276
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,399	2,276

### (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	152 百万円	150 百万円
その他	67	153
確定給付制度に係る退職給付費用	219	303

(注) その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度189百万円、当事業年度184百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	734	697
賞与引当金	227	182
投資有価証券評価損	144	177
関係会社株式評価損	-	155
未払事業税	213	114
出資金評価損	94	94
システム関連費用	111	68
その他	437	309
繰延税金資産小計	1,963	1,799
評価性引当額	△ 356	△ 459
繰延税金資産合計	1,607	1,339
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 562	△ 356
連結法人間取引（譲渡益）	△ 159	△ 159
繰延税金負債合計	△ 722	△ 515
繰延税金資産の純額	885	824

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2022年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2023年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 69,845 百万円、その他 559 百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付	19,000	関係会社短期貸付金	24,900
								利息の受取 (注)	0	受取利息関係会社	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付	17,100	関係会社短期貸付金	22,100
								利息の受取 (注)	0	受取利息関係会社	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,900	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	2,112	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	15,348	未払手数料	3,028
						本社ビルの管理	不動産の賃借料 (注3)	1,062	長期差入保証金	1,054
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	1,065	未払費用	91

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。



当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売  本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料(注2)	13,072	未払手数料	2,663
							不動産の賃借料(注3)	1,062	長期差入保証金	1,054
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守(注4)	883	未払費用	81

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。
- (注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	16,078.50円	1株当たり純資産額 14,983.42円
1株当たり当期純利益	4,883.43円	1株当たり当期純利益 3,955.35円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益(百万円)	12,738	10,317
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月27日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 間瀬 友未

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡部 啓太

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

	当中間会計期間 (2023年9月30日)	
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,879
有価証券		110
未収委託者報酬		14,148
関係会社短期貸付金		17,800
その他		629
流動資産合計		35,568
固定資産		
有形固定資産	※1	184
無形固定資産		
ソフトウェア		1,009
その他		203
無形固定資産合計		1,213
投資その他の資産		
投資有価証券		8,477
関係会社株式		3,475
繰延税金資産		628
その他		1,216
投資その他の資産合計		13,797
固定資産合計		15,196
資産合計		50,764

(単位:百万円)

当中間会計期間  
(2023年9月30日)

負債の部		
流動負債		
未払金		5,255
未払費用		4,567
未払法人税等		2,453
賞与引当金		727
その他	※2	725
流動負債合計		13,864
固定負債		
退職給付引当金		2,228
役員退職慰労引当金		58
固定負債合計		2,287
負債合計		16,152
純資産の部		
株主資本		
資本金		15,174
資本剰余金		
資本準備金		11,495
資本剰余金合計		11,495
利益剰余金		
利益準備金		374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		6,594
利益剰余金合計		6,968
株主資本合計		33,638
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		973
評価・換算差額等合計		973
純資産合計		34,612
負債・純資産合計		50,764

## (2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		36,557
その他営業収益		322
営業収益合計		36,879
営業費用		
支払手数料		15,250
その他営業費用		7,380
営業費用合計		22,631
一般管理費	※1	6,087
営業利益		8,160
営業外収益	※2	128
営業外費用	※3	116
経常利益		8,172
特別利益		—
特別損失	※4	258
税引前中間純利益		7,914
法人税、住民税及び事業税		2,505
法人税等調整額		2
中間純利益		5,405

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
			繰越利益剰余金			
当期首残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,316	△10,316	△10,316
中間純利益	-	-	-	5,405	5,405	5,405
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△4,910	△4,910	△4,910
当中間期末残高	15,174	11,495	374	6,594	6,594	33,638

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,316
中間純利益	-	-	5,405
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	438	438	438
当中間期変動額合計	438	438	△4,472
当中間期末残高	973	973	34,612

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおり



であります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

#### 5. グループ通算制度の適用

当社は、株式会社大和証券グループ本社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

#### ※1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (2023年9月30日現在)
有形固定資産	340百万円

#### ※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

#### 3 保証債務

当中間会計期間 (2023年9月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務2,299百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
有形固定資産	10百万円
無形固定資産	230百万円

※2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
投資有価証券売却益	35百万円
有価証券償還益	32百万円
雑収入	32百万円
受取配当金	25百万円

※3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
有価証券償還損	103百万円

※4 特別損失の項目

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
ソフトウェア除却損	153百万円
投資有価証券評価損	104百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年 3月31日	2023年 6月27日

(金融商品関係)

当中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	111	7,809	—	7,921
資産合計	111	7,809	—	7,921

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式	666
子会社株式	1,448
関連会社株式	2,027

(有価証券関係)

当中間会計期間 (2023年9月30日)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式 (中間貸借対照表計上額 1,448百万円) 及び関連会社株式 (中間貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

#### 2. その他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	111	55	56
(2) その他	5,511	3,839	1,672
小計	5,623	3,894	1,728
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,297	2,623	△325
小計	2,297	2,623	△325
合計	7,921	6,518	1,403

(注) 非上場株式 (中間貸借対照表計上額 666百万円) については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 36,557 百万円、その他 322 百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1株当たり純資産額	13,268.89円
1株当たり中間純利益	2,072.34円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
中間純利益(百万円)	5,405
普通株式に係る中間純利益(百万円)	5,405
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実  
訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

(ダイワ／JPMオルタナティブ戦略オープン  
(ダイワ投資一任専用))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社



## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、絶対収益の獲得をめざして運用を行いません。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

イ. ルクセンブルク籍の外国証券投資法人「JPモルガン・ファンズ」が発行する「ダイバーシファイド・リスク・ファンドーJPMダイバーシファイド・リスク (Iクラス) (円ヘッジ)」(以下「ダイバーシファイド・リスク・ファンド (円ヘッジ・クラス)」といいます。)の投資証券 (円建)

ロ. ルクセンブルク籍の外国証券投資法人「JPモルガン・インベストメント・ファンズ」が発行する「グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンドーJPMグローバル・マクロ・オポチュニティーズ (Iクラス) (円ヘッジ)」(以下「マクロ・オポチュニティーズ・ファンド (円ヘッジ・クラス)」といいます。)の投資証券 (円建)

#### (2) 投資態度

- ① 主として、ダイバーシファイド・リスク・ファンド (円ヘッジ・クラス) の投資証券およびマクロ・オポチュニティーズ・ファンド (円ヘッジ・クラス) の投資証券への投資を通じて、絶対収益の獲得をめざします。
- ② 当ファンドは、ダイバーシファイド・リスク・ファンド (円ヘッジ・クラス) に信託財産の純資産総額の3分の2程度、マクロ・オポチュニティーズ・ファンド (円ヘッジ・クラス) に信託財産の純資産総額の3分の1程度を投資するファンド・オブ・ファンズです。
- ③ ダイバーシファイド・リスク・ファンド (円ヘッジ・クラス) では、原則として純資産総額とほぼ同程度の米ドル売り／円買い等の為替取引、マクロ・オポチュニティーズ・ファンド (円ヘッジ・クラス) では、原則として純資産総額とほぼ同程度のユーロ売り／円買い等の為替取引を行なうことにより、円に対する米ドルおよびユーロの為替変動リスクの低減をめざします。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資制限  
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への直接投資は、行ないません。

### 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益 (評価益を含みます。) 等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
(ダイワ／JPMオルタナティブ戦略オープン (ダイワ投資一任専用))  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第20条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金1億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けま

す。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項および第2項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらか

じめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
  1. 復活祭に該当する日（イースター・デイ）の翌日と同じ日付の日
  2. 毎年12月24日、12月25日および12月26日
  3. 前各号のほか、投資対象とする外国証券投資法人の投資証券のいずれかの取引受付中止日と同じ日付の日
  4. 前各号に掲げる日（土曜日および日曜日を除きます。）の前営業日
  5. 第36条第2項第5号に定める日（この信託の運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託者が定める日に限り除きます。）
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といふことがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむ

を得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として、次の第1号および第2号に掲げる外国投資証券（以下「組入外国投資証券」といいます。）、ならびに次の第3号から第5号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ルクセンブルク籍の外国証券投資法人「JPモルガン・ファンズ」が発行する「ダイバーシファイド・リスク・ファンドーJPMダイバーシファイド・リスク（Iクラス）（円ヘッジ）」の投資証券（円建）
2. ルクセンブルク籍の外国証券投資法人「JPモルガン・インベストメント・ファンズ」が発行する「グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンドーJPMグローバル・マクロ・オポチュニティーズ（Iクラス）（円ヘッジ）」の投資証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号および第2号に掲げる外国投資証券を「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

#### 4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとし、なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとし、
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとし、

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2016年9月26日から2017年6月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次

の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の42の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利息およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込

代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第35条 受益者が、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第33条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

1. 復活祭に該当する日（イースター・デイ）の翌日と同じ日付の日
2. 毎年12月24日、12月25日および12月26日
3. 前各号のほか、投資対象とする外国証券投資法人の投資証券のいずれかの取引受付中止日と同じ日付の日
4. 前各号に掲げる日（土曜日および日曜日を除きます。）の前営業日
5. 前各号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支



払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

#### (信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする組入外国投資証券のいずれかが存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定に従います。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。

以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付 則）

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとし、

第 2条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2016年 9月26日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社